

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
1	-	-	-	4	「仕様書(案)」と「別紙10 個人情報の取扱いに関する特記事項」、「別冊 要件定義書」に行番号の付記をご検討頂けないでしょうか。	指定箇所を明確に示し、齟齬をなくすためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
2	17	-	要件定義書本紙	1	表 2-1 迷惑メール追放支援システム用ゲートウェイ機能『個別システムである「迷惑メール追放支援システム」と連携し、検知用にあらかじめ登録されたアドレス宛の外部からのメールにおいて、迷惑メールの検知、駆除、隔離を行う機能を提供する。また、「迷惑メール追放支援システム」で特定した迷惑メール業者への指導メール等を転送する機能も提供する。』「…「迷惑メール追放支援システム」と連携し、…」とありますが、どのように連携するのか不明なため、連携方法、迷惑メールかどうかを判断する基準、その情報をどのように提供いただけるのか等、具体的なインターフェースの明記をご検討ください。	要件を明確にするためです。個別システムとの連携については、既存の業者以外が要件を正確に把握することが困難と思われます。	迷惑メール追放支援システム用ゲートウェイ機能については、調達の必要がないことが判明したため表2-1 項番34の要件を削除します
3	36	-	要件定義書本紙	1	データセンターセンタースイッチ『オ VRF (Virtual Routing and Forwarding) 機能を有すること。』以下要件への変更をご検討ください。『オ VRF (Virtual Routing and Forwarding) 相当の機能を有すること。』	製品選定の幅を広げるためです。VRF (Virtual Routing and Forwarding) は特定メーカー製品で使用する用語です。VRF という文言をそのまま要件に使用すると、必然的に選定できる製品は限られます。	貴見のとおり特定メーカー固有の機能です。以下のとおり修正を行います。 「オ VRF (Virtual Routing and Forwarding) 相当の機能を有すること。」
4	36	-	要件定義書本紙	1	データセンターセンタースイッチ『キ ユニキャスト、ブロードキャスト、マルチキャストに対応したStormControl機能を有すること。』以下要件への変更をご検討ください。『キ ユニキャスト、ブロードキャスト、マルチキャストに対応したStormControl相当の機能を有すること。』	製品選定の幅を広げるためです。StormControlは特定メーカー製品で使用する用語です。StormControlという文言をそのまま要件に使用すると、必然的に選定できる製品は限られます。	貴見のとおり特定メーカー固有の機能です。以下のとおり修正を行います。 「キ ユニキャスト、ブロードキャスト、マルチキャストに対応したStormControl相当の機能を有すること。」
5	36	6	要件定義書本紙	1	データセンターセンタースイッチ『コ DAI 機能、DHCP Snooping 機能、IP Source Guard 機能を有すること。』以下要件への変更をご検討ください。『コ DAI 相当の機能、DHCP Snooping 機能、IP SourceGuard 機能を有すること。』	製品選定の幅を広げるためです。DAIは特定メーカー製品で使用する用語であるため、DAIという文言をそのまま要件に使用すると、必然的に選定できる製品は限られます。また、「コ DAI 機能を実装すること」は役割要件であり、機器要件としては「コ機能を実装すること」が望ましいと考えます。	貴見のとおり特定メーカー固有の機能です。以下のとおり修正を行います。 「コ DAI 相当の機能、DHCP Snooping 機能、IP SourceGuard 機能を有すること。」
6	38	6	要件定義書本紙	1	PC 接続用エッジハブ(島ハブ)『エ OS イメージを複数維持する機能を備え、ネットワークをオフラインにすることなくソフトウェアをアップグレードできること。』以下要件への変更をご検討ください。『エ OS イメージを複数維持する機能を備え、ソフトウェアをアップグレードできること。』	製品選定の幅を広げるためです。「ネットワークをオフラインにすることなくソフトウェアをアップグレードできること」という要件を満たす製品は、かなり高価な製品であり冗長構成が必要になると思われます。接続用エッジハブの仕様としてはオーバーサブスク립ションの製品を選定することになると考えられるため、仕様の緩和をお願いします。	貴見のとおり特定メーカー固有の機能です。以下のとおり修正を行います。 「エ OS イメージを複数維持する機能を備え、ネットワークをオフラインにすることなくソフトウェアをアップグレードできること。」
7	38	14	要件定義書本紙	1	IP電話用エッジハブ(島ハブ)『エ IEEE802.1X、MAC認証バイパス、WEB認証に対応していること。』以下要件への変更をご検討ください。『エ IEEE802.1X、MACアドレス認証、WEB認証に対応していること。』	製品選定の幅を広げるためです。MAC認証バイパスは特定メーカー製品で使用する用語です。MAC認証バイパスという文言をそのまま要件に使用すると、必然的に選定できる製品は限られるため、より広い意味で用いられるMACアドレス認証が望ましいと考えます。	貴見のとおり特定メーカー固有の機能です。以下のとおり修正を行います。 「エIEEE802.1X、MACアドレス認証、WEB認証に対応していること。」
8	38,39	31,13	要件定義書本紙	4	無線LAN コントローラ『オ 行政端末(シンクライアント、ファットクライアント)は全て、無線LAN経由でネットワークに接続する運用のため、無線LANコントローラは、必要な台数を用意すること。』無線LANアクセスポイント『コ 行政端末(シンクライアント、ファットクライアント)は全て、無線LAN経由でネットワークに接続する運用のため、無線LANアクセスポイントは、必要な台数を用意すること。』無線LANアクセスポイントの必要台数を明確に指定していただくか、最低限必要となる台数算出にあたり必要となる情報の提供をお願いします。e x. 無線LANアクセスポイントを設置する場所のレイアウト図面、部屋数や無線LANアクセスポイントに接続する部屋当たりの端末台数を記載した資料等	無線LANアクセスポイントの設置場所及び必要台数等を明確にするためです。	貴見のとおり、現行の仕様書には、機器の台数を見積る使用量不足しているため、仕様書 第10章第3節 事業者が閲覧できる資料一覧表に「消費者庁舎のレイアウト」、「徳島オフィスのレイアウト」、「国会控室のレイアウト」を追加いたします。無線LANアクセスポイントの設置場所および必要台数については、当該資料を基にご提案をお願い致します。
9	39	16	要件定義書本紙	4	ネットワークセキュリティ製品・サービス(IPS/IDS/WAF/UTMなど)WAF機能の要件は、本項及び「別紙2 機能一覧」に記載されていません。調達に含まれる場合は、保護対象となるFQDN数やSSLの利用有無、具体的な機能要件等を記載願います。	スコープを正確に理解するためです。	保護対象となるFQDN数やSSLの利用有無については、第3編第10章第1節にTLS化するべき外部公開サイトの一覧を記載しておりますのでご参照ください。 WAFの機能につきましてはご提案をお願いします。
10	40	3	要件定義書本紙	1	VPN終端装置『ウ セキュリティを確保するために、L2TP/IPsec、SSTP及びSSL-VPN等による暗号化通信機能を有すること。』以下要件への変更をご検討ください。『ウ セキュリティを確保するために、L2TP/IPsec、SSTP又はSSL-VPNによる暗号化通信機能を有すること。』	製品選定の幅を広げるためです。SSTPに対応している機器は現状少なく、選定できる製品は限られます。また、SSTPとSSL-VPNはともに暗号化技術にSSLを使用しており、セキュリティ確保という観点では同様の機能と思われます。	貴見のとおり、全ての暗号化機能は必要がないため、以下のとおり修正を行います。 「セキュリティを確保するために、L2TP/IPsec、SSTP またはSSL-VPN 等による複数の方式の暗号化通信機能を有すること」
11	54	6	要件定義書本紙	1	第12章 第1節 2『次期システム移行後の個別システムの動作確認を範囲とすること。』要件の削除をご検討ください。	個別システムに関する正常動作の判断は個別システムの構築ベンダーでないと分からないためです。	貴見のとおり、個別システムのテストは、構築ベンダーにしかできないため、以下の記述を削除します。 第12章 第1節 2 「次期システム移行後の個別システムの動作確認を範囲とすること。」
12	6	332	要件定義書別紙2機能一覧	1	『インターネットを経由して消費者庁に届くメールについて、表題・送信元・単語・内容等から迷惑メールらしさを 受注者にて判定し 、迷惑メールと判断したメールを隔離し、正常なメールを消費者庁のメールサーバ機能に配送すること(迷惑メールとは、利用者の同意なしに勝手に送られてくる、主に宣伝目的の電子メールを指す。)。』以下要件への変更をご検討ください。 『インターネットを経由して消費者庁に届くメールについて、表題・送信元・単語・内容等から迷惑メールらしさを判定し、迷惑メールと判断したメールを隔離し、正常なメールを消費者庁のメールサーバ機能に配送すること(迷惑メールとは、利用者の同意なしに勝手に送られてくる、主に宣伝目的の電子メールを指す。)。』	製品選定の幅を広げるためです。無線LAN アクセスポイントが連携する機能として「端末認証機能」の管理者承認に、左記要件の記載がありますが、WEBブラウザがインストールされていない機器とは、何を想定されておられるでしょうか。また、マネージャサーバでの利用申請画面を提供する為に、対象機器の情報をマネージャサーバに送る為に、対象機器ごとにカスタマイズ等の個別対応が必要となり、多大なコストがかかることが予想されます。	貴見のとおり、「受注者にて判定し」の部分の意味が判りにくいので、以下のとおり修正を行います。 「インターネットを経由して消費者庁に届くメールについて、表題・送信元・単語・内容等から迷惑メールらしさを判定し、迷惑メールと判断したメールを隔離し、正常なメールを消費者庁のメールサーバ機能に配送すること(迷惑メールとは、利用者の同意なしに勝手に送られてくる、主に宣伝目的の電子メールを指す。)」
13	6	333	要件定義書別紙2機能一覧	1	迷惑メール判定・隔離『迷惑メールの判定は、インターネット上で第三者が管理する迷惑メール送信者・IPアドレスのリスト(ブラックリスト)を参照せず、受注者自身にて実施すること。また、迷惑メールと判断したメールについては破棄せず必ず隔離処置をとり、予期せぬ遺失を防ぐこと。』以下要件への変更をご検討ください。『迷惑メールと判断したメールについては破棄せず必ず隔離処置をとり、予期せぬ遺失を防ぐこと。』	製品選定の幅を広げるためです。クラウドサービスを利用する場合、迷惑メールと判断するのは、クラウド業者となり、クラウド業者しか提案ができません。	貴見のとおり、製品選択の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「迷惑メールの判定は、以下のリストを参照して実施すること。また、迷惑メールと判断したメールについては破棄せず必ず隔離処置をとり、予期せぬ遺失を防ぐこと。 ①インターネット上で第三者が管理する迷惑メール送信者・IPアドレスのリスト(ブラックリスト) ②受注者が独自の収集したIPアドレスのリストを設定するただし、②の情報はインターネット上の第三者には提供しないこと。」
14	7	351	要件定義書別紙2機能一覧	1	迷惑メール判定『迷惑メールの判定は、インターネット上で第三者が管理する迷惑メール送信者・IPアドレスのリスト(ブラックリスト)を参照せず、受注者自身にて前項のとおり方式にのっとり実施すること。』以下要件への変更をご検討ください。『迷惑メールの判定は、インターネット上で第三者が管理する迷惑メール送信者・IPアドレスのリスト(ブラックリスト)を利用するなど、適切に実施すること。』	製品選定の幅を広げるためです。多くの製品やクラウドサービスでは、第三者または製品独自のブラックリストを流用しています。また、「受注者自身にて前項のとおり方式にのっとり実施すること」との記載がありますが、クラウドサービスを利用する場合、迷惑メールの判定を実施できるのは、クラウド業者のみとなります。	貴見のとおり、製品選択の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 別紙2機能一覧「迷惑メール追放支援システム用メールゲートウェイ機能」(#348~358)の要件は削除いたします。
15	4	246	要件定義書別紙2機能一覧	1	メールマガジン配信機能『購読者の登録、退会申し込みメールフォームはIPv4及びIPv6の両方のアクセスに対応すること。』以下要件への変更をご検討ください。『購読者の登録、退会申し込みメールフォームはIPv4のアクセスに対応すること。』	製品選定の幅を広げるためです。IPv4とIPv6の両方のアクセスに対応しているサービスは限定される為、製品選定の幅を狭めてしまいます。IPv6の普及率が低いことを考慮いただき要件を変更することで製品選定の幅を広げていただきますようお願いいたします。	貴見のとおり、本調達では特にIPv6への対応を求めないことにしたので、以下のとおり修正を行います。 「購読者の登録、退会申し込みメールフォームはIPv4のアクセスに対応すること。」

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
16	5	251	要件定義書別紙2機能一覧	1	メールマガジン配信機能 『管理機能画面には消費者庁及び消費者庁が指定する者以外がアクセスできないように適切なアクセスコントロールが設定できること。最低限以下の機能は実施できること。 -特定のホストからのアクセスを拒否する。 -特定のホストのみからのアクセスを許可する。 -自動的に別のURLにリダイレクトする。 -エラー発生時に表示されるページを指定する。』 以下要件への変更をご検討ください。 『管理機能画面には消費者庁及び消費者庁が指定する者以外がアクセスできないように適切なアクセスコントロールが設定できること。最低限以下の機能は実施できること。 -特定のユーザのみからのアクセスに制限する。 -自動的に別のURLにリダイレクトする。 -エラー発生時に表示されるページを指定する。』	製品選定の幅を広げるためです。管理機能画面へのアクセスは、使用者を限定すると前文に記載されていることに対し、ホストを制限するのは、要件的に合致しない為、使用者を制限する文言に変更いただきますようお願いいたします。ユーザではなく、アクセスするホストを制限したい場合は、特定ホストからのアクセス拒否と特定ホストのみからのアクセス許可は同義であることから、「特定のホストのみからのアクセスに制限する。」との記載にまとめていただきますようお願いいたします。	貴見のとおり、特定ユーザからのアクセス制限ができればよいので、以下のとおり修正を行います。 「管理機能画面には消費者庁及び消費者庁が指定する者以外がアクセスできないように適切なアクセスコントロールが設定できること。最低限以下の機能は実施できること。 -特定のユーザのみからのアクセスに制限する。 -自動的に別のURLにリダイレクトする。 -エラー発生時に表示されるページを指定する。」
17	5	252	要件定義書別紙2機能一覧	1	メールマガジン配信機能『管理画面機能のURLは消費者庁が保有するドメインを利用するものとし、管理者機能として以下の機能が利用できること。-メールマガジン登録 -定型文章登録 -機種依存文字確認 -申し込みフォーム自動生成 …… -配信(予約、状況確認) -配信不能アドレスの削除 -利用手引きダウンロード』以下要件への変更をご検討ください。『管理画面機能のURLは消費者庁が保有するドメインを利用するものとし、管理者機能として以下の機能が利用できること。-メールマガジン登録 -定型文章登録 -機種依存文字確認 -申し込みフォーム自動生成 …… -配信(予約、状況確認) -配信不能アドレスの削除 -管理画面利用手引きの確認』	要件を明確にするためです。左記要件の「利用手引きダウンロード」の記載について、「利用手引き」とは「管理画面の利用手引き」との理解でよろしいでしょうか。その場合、利用手引きに記載されている内容が確認できれば、ダウンロード出来なくてもよろしいでしょうか。利用手引きをダウンロードすることに限定すると、製品選択の幅が狭まります。	貴見のとおり、利用の手引きは確認ができればよいので、以下のとおり修正を行います。 「管理画面機能のURLは消費者庁が保有するドメインを利用するものとし、管理者機能として以下の機能が利用できること。 -メールマガジン登録 -定型文章登録 -機種依存文字確認 -申し込みフォーム自動生成 -仮登録・本登録 -ドメインチェック -購読者管理(表示、変更、登録、一括登録、削除、一括削除) -配信原稿作成・変更 -発行履歴一覧出力 -配信(予約、状況確認) -配信不能アドレスの削除 -利用手引きのダウンロードまたは画面表示」
18	39	290	要件定義書別紙2機能一覧	3	標的型攻撃対策機能 フィルタリング連携 『行政端末等がマルウェアやウイルス感染した際に行われる通信の送信先サイト並びに緊急性・事件性の高いサイトのリストを基に、コンテンツフィルタリング機能と連携することで、合致するアクセスを制限できること。』以下要件への変更をご検討ください。 『行政端末等がマルウェアやウイルス感染した際に行われる通信の送信先サイト並びに緊急性・事件性の高いサイトのリストを基に、コンテンツフィルタリング機能と連携することで、合致するアクセスを制限できること。なお、標的型攻撃対策機能により、合致するアクセスを直接制限することで代替しても差し支えない。』	製品選定の幅を広げるためです。マルウェアやウイルス感染した際に行われる通信の送信先サイト並びに緊急性・事件性の高いサイトから行政端末等を保護するという目的を実現するにあたり、コンテンツフィルタリング機能との連携は必須ではないと考えます。	コンテンツフィルタリング機能と連携することで、運用効率向上を考慮した記載ですが、運用を含めたご提案の中で対応いただけるのであれば、コンテンツフィルタリング機能との連携は必須ではありません。 ご意見を受け、以下のとおり修正を行います。 「行政端末等がマルウェアやウイルス感染した際に行われる通信の送信先サイト並びに緊急性・事件性の高いサイトのリストを基に、コンテンツフィルタリング機能と連携することで、合致するアクセスを制限できること。なお、標的型攻撃対策機能により、合致するアクセスを直接制限することで代替しても差し支えない」
19	1	9	要件定義書別紙2機能一覧	4	『行政端末(シンクライアント)と接続後、庁内の利用と同様に仮想デスクトップ機能を庁外から利用できること。』以下要件への変更をご検討ください。『庁内の利用と同様に仮想デスクトップ機能を庁外から利用できること。』	「別紙2 機能一覧」No.8にて、『行政端末(シンクライアント)からモバイル回線やインターネット回線を利用して外部から仮想デスクトップへの接続を可能とすること。』とありますが、庁外からのアクセスは行政端末(シンクライアント)からを想定しております。そのため、『行政端末(シンクライアント)と接続後、』という表現は削除すべきかと考えます。	貴見のとおり、不要な文言につき、以下のとおり修正を行います。 「庁内の利用と同様に仮想デスクトップ機能を庁外から利用できること。」
20	3	182	要件定義書別紙2機能一覧	4	個別システム基盤機能『現行システムで提供している構成と同等以上の構成とすること。』現行システムで提供している構成(台数、OS、スペック、主要ソフトウェア等)の情報の明記をご検討ください。	現行システムの構成が不明だと同等以上の構成を組むことができないためです。	貴見のとおり、現行の仕様書には現行システムに関する記載が不足しているため、事業者が閲覧できる資料として、現行システムの基本設計書、詳細設計書がありますが、ご意見を受け、ここに「個別システムソフトウェア構成」を追加します。
21	1	1	要件定義書別紙5施設・設備要件一覧	1	所在地『正副2つのデータセンターのうち、主となるデータセンター(データセンター1)は東京都23区内とすること。』以下要件への変更をご検討ください。『正副2つのデータセンターのうち、主となるデータセンター(データセンター1)は東京都23区内、または本庁から交通機関を利用して1時間以内とすること。』	選択の幅を広げるためです。「別紙5 施設・設備要件一覧」に記載頂いた要件を満たし、23区内という要件では、提案できるデータセンターが限られてしまい、提案の幅が狭くなってしまいます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
22	1	3	要件定義書別紙5施設・設備要件一覧	1	災害のリスク軽減『文献で指摘された活断層直近になく、文献に記載された過去に液状化被害を受けた地域でないこと。』以下要件への変更をご検討ください。『文献で指摘された活断層直近になく、文献に記載された過去に液状化被害を受けた地域でないこと。対象であるデータセンターの直近に活断層がある場合、そのデータセンターは、該当エリアの震度分布予測図において示される震度に耐えうる構造となっていること。』	選定の幅を広げるためです。災害のリスク軽減に、左記要件がありますが、同条件だと該当する箇所が大幅に限定されてしまい、提案の幅を狭めてしまいます。該当する箇所であったとしても、定められた対策が講じられていれば、災害のリスクは軽減できます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 BCP対策の強化が、本調達の目的のひとつです。そのため選択の幅を広げるためにリスクを受容することは出来ません。
23	1	4	要件定義書別紙5施設・設備要件一覧	1	災害のリスク軽減『国土交通省又は自治体が公開している洪水氾濫危険区域図等で指定された場所でないこと。』以下要件への変更をご検討ください。『国土交通省又は自治体が公開している洪水氾濫危険区域図等で指定された場所でないこと。対象であるデータセンターの場所が、洪水氾濫危険区域に指定されている場合、データセンターの周囲に防潮堤等がある。もしくは、浸水ハザードマップで示される高さよりも、高いフロアに機械設備(受変電設備や機器室)が設置されていること。』	選定の幅を広げるためです。災害のリスク軽減に、左記要件がありますが、同条件だと該当する箇所が大幅に限定されてしまい、調達の範囲を狭めてしまいます。該当する箇所であったとしても、定められた対策が講じられていれば、災害のリスクは軽減できます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 BCP対策の強化が、本調達の目的のひとつです。そのため選択の幅を広げるためにリスクを受容することは出来ません。
24	1	5	要件定義書別紙5施設・設備要件一覧	1	災害のリスク軽減『津波、高潮、集中豪雨等による出水の危険性を指摘されていない地域であること。』以下要件への変更をご検討ください。『津波、高潮、集中豪雨等による出水の危険性を指摘されていない地域であること。対象であるデータセンターの場所が、水害の危険性がある地域の場合、データセンターの周囲に防潮堤等がある。もしくは、浸水ハザードマップで示される高さよりも、高いフロアに、機械設備(受変電設備や機器室)が設置されていること。』	選定の幅を広げるためです。災害のリスク軽減に、左記要件がありますが、同条件だと該当する箇所が大幅に限定されてしまい、調達の範囲を狭めてしまいます。該当する箇所であったとしても、定められた対策が講じられていれば、災害のリスクは軽減できます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 BCP対策の強化が、本調達の目的のひとつです。そのため選択の幅を広げるためにリスクを受容することは出来ません。
25	2	49	要件定義書別紙5施設・設備要件一覧	4	作業要件 作業スペース『また、政府共通ネットワーク側が整備する機器等を設置するためのラックスペース及び電源は設計・開発事業者が用意すること。』政府共通ネットワークで導入する機器の数量・重量・U数、及び電源の情報(消費電力、コンセント形状、コンセント数)をご提示ください。	ファシリティア要件を正確に理解するためです	貴見のとおり、について仕様書には政府共通ネットワークに関する記載が不足しているため、第3節 事業者が閲覧できる資料一覧表に「現行機器の機器諸元」を追加いたします。 平成31年1月に更改予定ですが、ほぼ同等のスペックの機器と入替わる見込みです。
26	40	3	(11)VPN終端装置	1. 要求水準を下げる。	「セキュリティを確保するために、L2TP/IPsec、SSTP 及びSSL-VPN 等による暗号化通信機能を有すること」における、暗号化方式の明示部分(L2TP/IPsec,SSTP,SSL-VPN)の除外	SSTP,L2TPは公衆WiFiやホテル等からの接続が禁止されているケースが多い一方、様々なリモートアクセス方式が増えており、より幅広い機器の提案を可能とするため。	貴見のとおり、全ての暗号化機能は必要がないため、以下のとおり修正を行います。 「セキュリティを確保するために、L2TP/IPsec、SSTP またはSSL-VPN 等による複数の方式の暗号化通信機能を有すること

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
27	別紙2 5/10	264	ライセンス 管理	3	下記[修正前]文章を[修正案]に記載変更することを意見として提出致します。 [修正前] クライアントライセンスは、600以上とし、稼働後に対象数を追加可能であること。 [修正案] クライアントライセンスは、600以上とし、稼働後に対象数を追加可能であること。但し、予め対象数の制限がない場合はこの限りではない。	ウイルスゲートウェイ機能については、クライアントライセンスを必要としないものも多く存在するため。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
28	39	イ	(10)ファイ アウォール	3	下記[修正前]文章を[修正案]に記載変更することを意見として提出致します。 [修正前] RIPv1/v2、OSPFをサポートすること。 [修正案] RIPv2、OSPFをサポートすること。	RIPv1をサポートしている製品は現在少なく、RIPv2のサポートが主流であるため。	貴見のとおり、RIPについてはV1をサポートする必要性が低い ため、以下のとおり修正を行います。 「RIPv2、OSPFをサポートすること。」
29	別紙2 5/10	290	フィルタリ ング連携	3	下記[修正前]文章を[修正案]に記載変更することを意見として提出致します。 [修正前] 行政端末等がマルウェアやウイルス感染した際に行われる通信の送信先サイト並びに緊急性・事件性の高いサイトのリストを基に、コンテンツフィルタリング機能と連携することで、合致するアクセスを制限できること。 [修正案] 行政端末等がマルウェアやウイルス感染した際に行われる通信の送信先サイト並びに緊急性・事件性の高いサイトのリストを基に、コンテンツフィルタリング機能と連携することで、合致するアクセスを制限できること。但し、標的型攻撃対策機能そのものによって、合致するアクセスを直接制限出来る場合は、この限りではない。	行政端末等を、マルウェアやウイルス感染した際に行われる通信の送信先サイト並びに緊急性・事件性の高いサイトから保護するという目的を実現するにあたって、標的型攻撃対策機能そのもので直接アクセスを制限出来る場合は、コンテンツフィルタリング機能との連携は必ずしも必須ではないため。	貴見のとおり、提案の幅を広げるために、以下のとおり修正を行います。 「行政端末等がマルウェアやウイルス感染した際に行われる通信の送信先サイト並びに緊急性・事件性の高いサイトのリストを基に、コンテンツフィルタリング機能と連携することで、合致するアクセスを制限できること。但し、標的型攻撃対策機能そのものによって、合致するアクセスを直接制限出来る場合は、この限りではない。」
30	37		別冊 要件 定義書 第11章 情報シ ステム稼 働環境に 関する事 項 第4節 ネットワ ーク要件 (3) 庁舎 センター スイッチ	2	「(6) IP電話用エッジハブ(島ハブ)」にも記載のある以下のネットワークセキュリティ要件(カ、キ、ク)の3点を「(3) 庁舎センタースイッチ」項目にも要件として追記することをご検討頂けないでしょうか？ ≪「(6) IP電話用エッジハブ(島ハブ)」項目から引用≫ カ 悪意のあるユーザが DHCP サーバをスプーフィングし、偽装したアドレスを送信することを防ぐ機能を有すること。 キ 悪意のあるユーザが ARP プロトコルのセキュリティの弱点を悪用するのを阻止し、ユーザの整合性を保証する機能を有すること。 ク クライアントの IP アドレス、MAC アドレス、ポート、及び VLAN 間のバインディングテーブルを作成することで、悪意のあるユーザが他のユーザの IP アドレスをスプーフィング又は利用することを防止する機能を有すること。	理由は、セキュリティの観点から、省内LANへの不正アクセス者(悪意あるユーザ)の接続制限をすることがより良い対策であると考えためです。 IP電話用エッジハブだけではなく、省内LANにも適用することによりネットワーク全体を不正接続から防御できると考えます。	「IP電話用エッジハブ(島ハブ)」を接続するIP電話用ネットワークは、本調達の消費者庁ネットワークとは独立したネットワークです。 なお、独立したIP電話用ネットワークであることがわかるよう要件定義に追記します。
31	37		別冊 要件 定義書 第11章 情報シ ステム稼 働環境に 関する事 項 第4節 ネットワ ーク要件 (4) ロー カルノー ドスイ ッチ	2	「(6) IP電話用エッジハブ(島ハブ)」にも記載のある以下のネットワークセキュリティ要件(カ、キ、ク)の3点を「(4) ローカルノードスイッチ」項目にも要件として追記することをご検討頂けないでしょうか？ ≪「(6) IP電話用エッジハブ(島ハブ)」項目から引用≫ カ 悪意のあるユーザが DHCP サーバをスプーフィングし、偽装したアドレスを送信することを防ぐ機能を有すること。 キ 悪意のあるユーザが ARP プロトコルのセキュリティの弱点を悪用するのを阻止し、ユーザの整合性を保証する機能を有すること。 ク クライアントの IP アドレス、MAC アドレス、ポート、及び VLAN 間のバインディングテーブルを作成することで、悪意のあるユーザが他のユーザの IP アドレスをスプーフィング又は利用することを防止する機能を有すること。	理由は、セキュリティの観点から、省内LANへの不正アクセス者(悪意あるユーザ)の接続制限をすることがより良い対策であると考えためです。 IP電話用エッジハブだけではなく、省内LANにも適用することによりネットワーク全体を不正接続から防御できると考えます。	「IP電話用エッジハブ(島ハブ)」を接続するIP電話用ネットワークは、本調達の消費者庁ネットワークとは独立したネットワークです。 なお、独立したIP電話用ネットワークであることがわかるよう要件定義に追記します。
32	42	25	第2節、 5. (1) ウ (ア)-(8)	1	弊社にて「ファーストプリントが、モノクロ9.0秒以下」を満たす製品がございませんので、「ファーストプリントが、モノクロ9.5秒以下」に緩和をお願いいたします。	要件を緩和することで、機器選定の幅を広げるため	貴見のとおり、要件を緩和して製品選定の幅を広げるため以下のとおり修正を行います。 「ファーストプリントが、モノクロ15.0秒以下」
33	仕様書 Piv	17	用語一覧	3	「行政端末(シンクライアント)、行政端末(ファットクライアント)、出退表示端末の総称。」を「仮想端末、行政端末(シンクライアント)、行政端末(ファットクライアント)、出退表示端末の総称。」と変更をお願いします。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
34	仕様書 P6	18	第3章第1 節2(3) システム 管理作業 の実施	4	左記項目②について以下の部分を変更をお願いします。 修正前) ～システム管理業務の内容や工数などの作業実績状況～ 修正後) ～システム管理業務の内容などの作業実績状況～	システム管理作業は請負業務であり、工数を提示することは適当ではないと考えるためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 工数は、ODB登録用シート(仕様書 第3章第1節5)の入力項目となっております。
35	仕様書 P18	11	第6章第2 節1(1)	1	消費者庁情報セキュリティポリシーの閲覧は請負者のみとありますが、入札時の資料閲覧にて開示願います。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	消費者庁情報セキュリティポリシーは内部資料となっておりますが、受注者以外には開示できません。 消費者庁情報セキュリティポリシーは政府指針・ガイドラインに準拠しておりますので、そちらを参照願います。
36	仕様書 P25	25	第9章第1 節14 前提条件 および制 約条件	4	「他社に移行する作業の支援や引継ぎを行うこと」について、「他社に移行する作業の支援や引継ぎに係る費用は移行を実施する事業者が負担するものとする。」と変更をお願いします。	本調達では撤収費用までを見積もっていますが、他社の移行にかかる費用は積算外となっております。	貴見のとおり、契約終了時の移行については本調達対象外なので、以下のとおり修正を行います。 「本業務が終了となる場合には、請負者は、消費者庁が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、他社が移行作業を行う上で必要となる情報提供等の支援や引き継ぎを行うこと。引継ぐべき業務の内容は、申し送り事項として作成し、消費者庁に提出するものとする。」
37	要件定 義書 P1	10	第1編 業務要件	1	記述内に仕様書第3節4で示された「運用業務の高度化、効率化」にかんするものはありません。「情報セキュリティレベルの確保、職員のワークライフバランス向上、大規模災害時の業務・システムの運用継続性の確保等に寄与するようなシステムとする必要があり、安全かつ確実に更改作業を実施する必要がある。」との記述について「情報セキュリティレベルの確保、職員のワークライフバランス向上、大規模災害時の業務・システムの運用継続性の確保、 運用業務の高度化、効率化 等に寄与するようなシステムとする必要があり、安全かつ確実に更改作業を実施する必要がある。」との変更をおねがいします。	貴庁が考える重要度に応じて、適切なシステム提案を行わせて頂きます。	貴見のとおり、「運用業務の高度化、効率化」は本調達の目的のひとつなので、以下のとおり修正を行います。 「情報セキュリティレベルの確保、職員のワークライフバランス向上、大規模災害時の業務・システムの運用継続性の確保等に寄与するようなシステムとする必要があり、安全かつ確実に更改作業を実施する必要がある。」との記述について「情報セキュリティレベルの確保、職員のワークライフバランス向上、大規模災害時の業務・システムの運用継続性の確保、運用業務の高度化、効率化等に寄与するようなシステムとする必要があり、安全かつ確実に更改作業を実施する必要がある。」
38	要件定 義書 P4	33	第1編第1 章第3節1 基盤シ ステム	3	「原則として現行通りの手順で実施する」との記述について「現行通りの手順で実施する。変更にあたっては事由を提示すること。」との変更をお願いします。	優先度を明確にすることで、より適切なシステム提案を行わせていただきます。	貴見のとおり、「現行通りの手順」よりも良い提案を拒否するものではないため、以下のとおり修正を行います。 「現行通りの手順で実施する。変更にあたっては事由を提示し、消費者庁の承認を得ること。」

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問	理由	回答
39	要件定義書 P4	35	第1編第1章第3節2個別システム	3	「原則として現行通りの手順で実施する」との記述について「現行通りの手順で実施する。変更にあたっては事由を提示すること。」との変更をお願いします。	優先度を明確にすることで、より適切なシステム提案を行わせていただきます。	貴見のとおり、「現行通りの手順」よりも良い提案を拒否するものではないため、以下のとおり修正を行います。 「現行通りの手順で実施する。変更にあたっては事由を提示し、消費者庁の承認を得ること。」
40	要件定義書 P10	21	第6章第2節2(1)ア(ア)目標復旧	4	「切り替え指示から1日(24時間以内)」との記述がありますが、「切り替えを指示してから3日以内」との変更をお願いします。	9章第1節「継続性に係る目標値」で「切り替えを指示してから3日以内」との記述があるため。	貴見のとおり、記載の不一致がありました。以下のとおり修正を行います。 「切戻しを指示してから3日以内」
41	要件定義書 P10	25	第6章第2節2(1)イ(ア)切り戻しに係る目標作業時間	4	「作業開始から1日(24時間以内)にデータセンター1への切り戻しを完了すること」との表記について「 データセンター1の正常動作確認および当庁からの切り替え指示による作業開始から1日(24時間以内)にデータセンター1への切り戻しを完了すること 」との変更をお願いします。	切り替え作業の開始前にデータセンター1の正常稼働の確認と、消費者庁様での確認が必要であると考えます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
42	要件定義書 P20	9	第3編第1章第2節アクセシビリティ要件	4	前節と同様「次期システムにおいて利用者が職員又は国民であり、ユーザーインターフェースを有するサービス」との記述の追加をお願いします。	サーバーコンソールなど運用業務に使用する製品では基準に適合しないものが多くあるためです。	貴見のとおり、要件を明確にするためアクセシビリティ要件に「次期システムにおいて利用者が職員又は国民であり、ユーザーインターフェースを有するサービス」を追記いたします。
43	要件定義書 P24	6	第3編第4章性能に関する事項	3	「次期システムにおける性能要件を以下に示す」との記述について「次期システムにおける 職員向けサービスの性能要件 について以下に示す」と変更をお願いします。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
44	要件定義書 P25	18	第1節 可用性要件	3	以下内容の追記をお願いします。 「なお、ソフトウェアの障害は、可用性に係る目標値の計算に含めないが、耐障害性は確保するものとする。シングル構成の機能は、可用性に係る目標値に含めない。障害時の縮退運用は停止時間にカウントしない。」	一般にITシステムの可用性担保はハードウェアレベルで行われるため、ソフトウェアの障害、シングル構成の機能は本目標値を満たすことが出来ません。また、障害時の縮退運用はサービスの性能が要件を満たせないことが想定されますが、利用は可能であるとして停止時間にカウントしないのが自然です。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
45	要件定義書 P27	1	第3編第5章第2節完全性要件	3	左記項目2について以下を修正をお願いします。 修正前) 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改ざんを防止する対策を講じること。 修正後) システム開発において入力画面を作成する際、異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改ざんを防止する対策を講じること。	左記要件は、いわゆるセキュアプログラミングの際に検討すべき内容であり、システム開発の際に検討すべき内容です。『第3編第11章第3節1共通要件(1)』に示されているように、次期システムは可能な限り開発は行わないこととされていますので、開発の際に考慮すべきことである旨、明記すべきと考えられます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
46	要件定義書 P31	4	第3編第10章第1節3(2)	4	以下の部分を削除願います。 また、意図しないサイトへのアクセスリンクを無効化するメール無害化機能を導入すること。	次期システムにおいては仮想ブラウザが導入されるため、行政端末からインターネットサイトへの直接接続はできない環境となるため、冗長な機能であり過剰投資と考えられるためです。	貴見のとおり、過剰な要件と考えられるため以下の部分を削除いたします。 「また、意図しないサイトへのアクセスリンクを無効化するメール無害化機能を導入すること。」
47	要件定義書 P40	29	第3編第11章第2節5(1)ア(ア)	4	「組込システム用OS(Windows 10 IoT, Windows Embedded Standard 7, TrustOSなど)がインストールされていること。」との記述について「組込システム用OS(Windows 10, Windows Embedded Standard 7, TrustOSなど)がインストールされていること。」と変更をお願いします。	Windows 10 IoTとの限定では、検疫要件、端末構成管理要件などが充足できない可能性があります。選択肢を広げることにより適切な提案を行わせていただきます。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため以下のとおり修正を行います。 「シンクライアント機能をもつOSがインストールされていること。」
48	要件定義書 P41	2	第3編第11章第2節5(1)行政端末(ファットクライアント)、出退表示用端末	4	以下の文言を修正頂けませんでしょうか。 修正前) 「スーパーマルチドライブ対応のCD/DVDドライブを内蔵すること。」 修正案) 「スーパーマルチドライブ対応のCD/DVDドライブを用意すること。」	スーパーマルチドライブを内蔵に限定してしまうと機種が限定されます。選択肢を広げることでより適切な提案を行わせていただきます。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため以下のとおり修正を行います。 「スーパーマルチドライブ対応のCD/DVDドライブを用意すること。」
49	要件定義書 P48	14	表3-15 項番1	4	仮想端末・行政端末(ファットクライアント)・出退表示用端末に導入するソフトウェアについて、「Windows 10 Pro」から「Windows 10」に変更をお願いします。	Windows ProはCB/CBBのため、定期的に大幅な機能アップグレードが適用され、動作していた機能がアップグレード後に不具合を起こす可能性が懸念されます。Windows 10 Enterprise(LTSB)であれば機能アップグレードを行わず、更新プログラムのみを適用することが可能ですが、機能アップグレードを利用することができません。このように、Windows 10 Proとの限定をはずし、選択肢を広げることでより適切な提案を行わせていただきます。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため以下のとおり修正を行います。 表3-15項番1:「Windows 10 Pro」を「Windows 10」に修正
50	要件定義書 P52	11	第3編第11章第4節1(1)ウ	4	「(オ)モバイル回線の利用は日本国内とする」との文言追加をお願いします。	直収モバイル回線の海外利用は大幅なコスト増となります。利用地域を限定することで適切なシステム提案を行わせて頂きます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
51	要件定義書 P53	7	第3編第11章第4節2(2)無線LAN	4	無線LANの提供範囲に関して「消費者庁舎及び徳島オフィスの執務室や会議室等にて執務を迅速かつ機動的に行えるように、無線LANを導入すること。」とありますが「消費者庁舎及び徳島オフィスの執務室や会議室等にて執務を迅速かつ機動的に行えるように、無線LANを導入すること。ただし、倉庫、廊下、エレベータホールは対象外とする。」と追記をお願いします。	無線LANの提供範囲を限定することで、適切な構成の提案をさせていただきます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。貴見のとおり、機器の設置に関する要件の記載が不足しているため「第3編第11章第4節2(3)庁舎内ネットワーク機器の設置」として、データセンタ、3F、フロアラック、課室に設置する機器を明示し、課室に設置する機器については躯体工事をせずに設置することを明記しました。
52	要件定義書 P55	11	第3編第12章第4節1テストの種類と目的	4	実施を求めるテストの種類について、『政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書』を参考にすることを前提に、提案に委ねるように変更することを検討願えないでしょうか。	『政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書』に示されているテストの種類は一般的にテスト手法を網羅的に示したものであり、一部は次期システムのテストとしては適当ではないと考えられます。	貴見のとおり、必要なテスト以上に過剰なテストをする必要がないため第3編第12章第3節1を以下のとおり修正を行います。 「テスト計画書は、「第3編第12章第4節 テスト区分」において示す各テスト区分の目的を踏まえ、テスト全体を通じて次期システムの全機能を網羅的に確認できるように作成すること。ただし「第3編第12章第4節 テスト区分」の全ての区分のテストが必須ではない。作業内容、構成、環境などを踏まえテストの要否を勘案し、テスト計画書に反映すること。」
53	要件定義書 P59	14	第3編第13章第3節2移行作業と役割分担	4	「現行請負者、現行運用支援事業者の既存契約内容に含まれない作業については、次期請負業者の負担とする。」との文言追加をお願いします。	費用負担を明確化することで、より公正な入札となります。	貴見のとおり、費用負担を明確にするため第3編第13章第3節2に以下の文言を追加します。 「現行請負者、現行運用支援事業者の既存契約内容に含まれない作業については、次期請負業者の負担とする。」
54	要件定義書 P63	33	第3編第15章第1節2(1)エ	4	教育対象システムについて「教育対象システムは、定常業務で利用するグループウェア機能、リアルタイムコミュニケーション機等」との記述がありますが、「教育対象システムは、定常業務で利用するグループウェア機能、リアルタイムコミュニケーション、VDI、リモートアクセス機能等」と追加をお願いします。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	貴見のとおり、内容を明確にして適切な工数を見積ることができるようするため、以下のとおり修正を行います。 「教育対象システムは、定常業務で利用するグループウェア機能、リアルタイムコミュニケーション、VDI、リモートアクセス機能等」とすること。」
55	要件定義書 P64	22	第3編第15章第2節教育スケジュール	4	「(3)実施場所は本庁および徳島オフィスとする。」との追記をお願いします。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	貴見のとおり、消費者行政新未来創造オフィスにおいても教育が必要なため以下を、追記を行います。 4 教育設備等 (1) 利用者向けの教育は、本庁と消費者行政新未来創造オフィスにてそれぞれ実施する。会議室等の教育の実施場所は原則として当庁で用意する

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
56	要件定義書 P64	23	第3編 第15章 第2節(1)	4	次期システムの担当官の異動の際にも教育を実施する旨の記載がありますが、担当官の引き継ぎ事項として対応いただけないでしょうか。	異動有無は事前にはわからないかと思いますが、その前提で費用算出すると、各人事異動時期に担当官の異動が発生する想定で教育費用を算出せねばならず、過剰投資になるためです。また、教育を受けた担当官であれば、研修資料を用いて業務内容を引き継ぐことは困難なことではないと考えるためでもあります。	貴見のとおり、異動都度の教育については過剰な要件なため、以下のとおり修正を行います。 (1) 当庁担当官向け教育については、受入テスト開始前に実施すること。 (2) 利用者向け教育は並行稼働開始前までに完了すること。
57	別紙2	209	外部アクセス リモートアクセス機能 セキュリティ機能 ローカル	3	「モバイルデバイスのロック解除に」を「アプリケーションのロック解除」に変更をお願いします。	デバイスロックであるとBYOD(個人端末)をMDM配下に組み込む必要があります。また、デバイスロック失敗時の対応が端末初期化となります。個人端末のデバイス制御についての適用可否については慎重な検討が必要となると考えます。またデバイスロックはiphoneのみの機能となります。よって、アプリケーションロックに仕様緩和をお願いしますでしょうか。	貴見のとおり、調達外のデバイスの要件となっているため 別紙2機能一覧「外部アクセス>リモートアクセス機能>セキュリティ機能>ローカルワイプ」(#209)の要件は削除いたします。
58	別紙2	237	国民向けサービス > 大規模動画配信機能	4	本項の削除をお願いします。	近年のブラウザの動向からFlashプレイヤーからHTML5プレイヤーへの移行が進んでおり、契約期間中のサポート保証を担保するには独自開発が必要となり過剰な仕様となります。	貴見のとおり、Flashプレイヤーのサポート切れが明確になっているため、以下のように修正します。 「次のコーデック、コンテンツに対応可能であること。 [コーデック] H.264、On2VP6、Sorenson Spark、Nellymoser、MP3、AAC+、HE-AAC並びにAACv1又はAACv2 [コンテンツ] FLV、mp4」
59	別紙2	238	国民向けサービス > 大規模動画配信機能	4	本項の削除をお願いします。	2020年のWindows Server 2008の延長サポートの終了に伴いWindows Media Serviceはマイクロソフト社のサポートが終了となり、契約期間中のサポートが提供できないためです。	貴見のとおり、WindowsMediaServiceサポート切れが明確になっているため、要件を#237に集約し 別紙2機能一覧「国民向けサービス>大規模動画配信機能>基本機能>WindowsMedia対応形式」(#238)の要件は削除いたします。
60	別紙2	241	国民向けサービス	4	本項の削除をお願いします。	CDN業者が適切にコンテンツを配置してくれるため「キャッシュ管理」については不要と考えています	貴見のとおり、本要件は特に記載の必要がないため 別紙2機能一覧「国民向けサービス>大規模動画配信機能>基本機能>キャッシュ管理」(#241)の要件は削除いたします。
61	別紙2	257	情報セキュリティ対策 ウィルス対策機能 基本機能 パターンファイル配	3	「配布」について「適用」と変更をお願いいたします。	「配布」との記述はアプリケーション仮想化によるエージェントレス型を検討範囲からは必ずことになりませんが、仮想化環境においてはエージェントレス型はリソース消費を最適化できる可能性があるため、これを排除しないのが望ましいと考えます。この仕様緩和により、選択肢を広めることで、より公平な競争が期待できます。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため 以下の修正を行います。 「配布」⇒「適用」
62	別紙2	396	情報セキュリティ対策 ネットワーク接続監視・検疫機能 基本機能 検査・検疫	3	「組み込み用OS」との記述を「シンククライアント機能をもつOS」と変更をお願いします。また、Windows 10 のOSリストへの追加をお願いします。	提示されているOSリストでは対応製品がなく検査要件、端末構成管理要件などに沿えないものがあります。この仕様緩和により、選択肢を広めることで、より公平な競争が期待できます。結果コスト削減にもつながると考えます。	別紙2「情報セキュリティ対策>ネットワーク接続監視・検疫機能>基本機能>検査・検疫」(#396)に該当の記述は見当たりません。 要件定義書の「組込OS」の記載は、製品選定の幅を広げるため「シンククライアント機能をもつOS」に修正いたします。
63	別紙2	373～395	証跡管理機能	4	証跡管理のログについて、1日あたりに出力されるログ総量及びログ保管期限の記載がございません。以下のとおり、定義いただけませんか。 (案) ログ総量) 40G/日以内 ログ保管期限) 1年	本項のご提示により公正な入札となります。ログ総量については他省庁での過去実績(3,000人規模で80G/日)と今回仕様および要件から判断しています。ログ保管期間については標準ガイドラインから判断しています。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。現行システムのログについては、事業者が閲覧できる資料一覧表「システム管理業務月次報告書」を参照してください
64	別紙2	396	ネットワーク接続監視・検疫機能	3	「行政端末」について、「行政端末のうちシンククライアント端末およびFAT端末」と変更をお願いします。	VDI端末は常にセキュリティが担保されたシステム内にあり、ウイルス感染時などには隔離されるため、検疫の必要が無いためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
65	別紙2	468	運用管理機能 > バックアップ機能	3	以下の箇所について、修正いただけますでしょうか。 修正前) サーバに負荷をかけることなく 修正後) サーバが継続利用できる状態で	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	貴見のとおり、「サーバに負荷をかけることなく」は実現不可能なため、以下のとおり修正を行います。 「オンラインでバックアップが可能で、業務に影響を与えないこと。」
66	別紙2	469	運用管理機能 > バックアップ機能	3	以下の箇所について、修正いただけますでしょうか。 修正前) サーバに負荷をかけることなく 修正後) サーバが継続利用できる状態で	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	貴見のとおり、「サーバに負荷をかけることなく」は実現不可能なため、以下のとおり修正を行います。 「導入するグループウェア機能のサービスを停止することなくオンラインでバックアップが可能で、また、グループウェア機能は業務に影響を与えることなくバックアップ取得可能なこと。」
67	別紙2	470	運用管理機能 > バックアップ機能	3	以下の箇所について、修正いただけますでしょうか。 修正前) サーバに負荷を与えずに短時間(数分程度)で 修正後) サーバが継続利用できる状態で	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	貴見のとおり、「サーバに負荷を与えず」は実現不可能なため、以下のとおり修正を行います。 業務に影響を与えることなくメールデータのバックアップを取得可能なこと。
68	別紙2	472	運用管理機能 > バックアップ機能	4	以下の箇所について、修正いただけますでしょうか。 修正前) グループウェア機能のボリュームからボリューム・データベース・メッセージ単位 修正後) グループウェア機能のデータベース・メッセージ単位	この変更により、より多くの同等機能製品を検討できますので、公平性を図り実現性を高めることができます。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「グループウェア機能のボリュームからデータベース・メッセージ単位でリストアップ可能な機能を有すること。」
69	別紙6	19	ファイルサーバ(外部向け)機能	2	DR時についても機能を含めるように、仕様変更をお願いします。	この機能がない場合は、外部サイトからのファイルダウンロードができなくなります。非常に重要な機能と考えます。	DR時には、通常のブラウザ機能を利用してページ閲覧、ファイルダウンロードを行うこととしています。そのことが平易に理解できるように以下のように要件定義書を修正します。 別紙6 IDC1 IDC2 ----- 18仮想ブラウザ機能 ◎ -
70	別紙6	34	迷惑メール追放支援システム用ゲートウェイ機能	2	当該機能は項番14「個別システム機能基盤」で動作する迷惑メール追放支援システムの補助機能となります。項番14はDR不要と書かれていますが、項番34に関わる部分はDR対象であることを明記願います。	当該機能は項番14「個別システム機能基盤」で動作する迷惑メール追放支援システムの補助機能となります。	迷惑メール追放支援システム用ゲートウェイ機能については、調達の必要がないことが判明したため 別紙2機能一覧「迷惑メール追放支援システム用メールゲートウェイ機能」(#348～358)の要件は削除いたします。
71	別紙6	40	バックアップ機能	2	バックアップ機能がIDC2では明記されていないので、明記願います。	DR運用は1ヶ月以上の長期に渡ることが想定されるため、バックアップ機能が必要と考えます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問	理由	回答
72	別紙7	41	業務継続 対象機能 一覧7.運用 管理	2	時刻同期機能がDR対象となっていないので、追記をお願いします。	DR発動した場合、iDC2からは政府共通NWにあるNTPサーバに接続できないため	貴見のとおり、時刻同期機能はDR対象とすべきなので、以下のとおり修正を行います。 別紙6：#41時刻同期機能 ○、-⇒○、○ 別紙7：#41時刻同期機能 ⇒⇒○
73	要件定義書 P.16	4	第1章 第1節 表2-1	3	「表2-1次期システムの主要機能概要の情報セキュリティ対策一分散型サービス不能攻撃(DDoS)対策機能」では、メールサーバに対する防御が明記されていますが、「別紙2機能一覧一分散型サービス不能攻撃(DDoS)対策機能」では、大量のメール流入に対する防御が明記されていないように見受けられます。 つきましては、以下のような要件記載を提案します。 ・外部から短時間にメールを大量に受信するような攻撃を受けた場合に備え、メール送信元のIPアドレスやドメイン単位にメール流量を監視し、指定した閾値を超えた場合に接続元やドメイン単位に一定時間、メール破棄やエラー応答返却し続けるなどの自動防御が行えること。	メールサーバに対するDDoS対策要件が必要と考えられるため	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
74	要件定義書 P.30	22	第10章 第1節 3(1)	2	「外部からのアクセスにかかわるセキュリティの向上」に関して、「別紙2機能一覧のウイルス対策機能-拡張機能」には、詳細に要件を記載すべきと考えます。非シグネチャ型の対策については、例えば ・メールに添付されたファイルの閲覧やWebページ閲覧時などの、既知・未知のアプリケーション脆弱性を狙った任意コード実行型の脆弱性攻撃を防御できること。 ・プログラムを動作させることなくファイルの構造を分析し不審なファイルを検知・防御できること。 ・必要に応じて自動的に端末内のサンドボックス環境でプログラムを動作させ、悪意のある挙動を検知できること ・機械学習で分析した特徴をもとに、端末上の稼働プログラムを監視し、悪意ある挙動を検知できること のように、拡張機能欄への具体的な要件の記載を提案します。	非シグネチャ型の検知手法要件が漠然としているため	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
75	要件定義書 P.31	13	第10章 第1節 3-5	2	「網羅的な監査証拠の取得と迅速な調査対応」に関して、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に記載のとおり、ログは悪意ある第三者等による不正侵入や不正操作等の情報セキュリティインシデント及びその予兆を検知するための重要な材料であることから、網羅的、かつ正確にログ取得を行うという観点も重要です。マルウェアによっては、バックグラウンドで動くものや時刻を改ざんして隠れを隠すものがあります。そのため、「別紙2機能一覧の証拠管理機能-行政端末機能-端末ログ収集・分析」には、 ・マルウェアがバックグラウンドで実行したコマンド、引数、読み書きしたバイト数などをログとして網羅的に取得すること ・マルウェアによって行政端末の時刻を変更されても、操作が行われた順序を正しく記録し、ログにシーケンスNoの付与することで判別できるようにすること ・短時間でマルウェアの活動を把握するため、1秒未満の活動ログを時刻とともに記録すること のような、網羅的、正確であることを記載すべきです。 また、セキュリティインシデントの調査では、ログに時刻が正確であることが前提となります。そのため、 ・ウインドウ操作、NTP、コマンドによる時刻変更をログとして残すこと を追加することを提案します。	内閣サイバーセキュリティセンターの調査依頼対応などで求められるセキュリティインシデントの証拠調査を行うため	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
76	要件定義書 P.31	2	第10章 第1節 3-(2)	2	(2)に明記されている「標的型攻撃への対策」では、職員が行政端末から危険なサイトへアクセスするケースも考慮すべきと考えます。「別紙2機能一覧-情報セキュリティ対策-標的型攻撃対策機能」の、“不審メール条件設定”、“フィルタリング連携”により一部対応していると考えられますが、迷惑メールやなりすましと判定されたメールに記載されたURLは、悪意ある攻撃者がフィッシング詐欺や不正プログラムをダウンロードさせるような標的型攻撃の目的として用意されたサイトの可能性が高いので、早期にブロック設定を行うべきです。そのため、“フィルタリング連携”に以下の要件追加を提案します。 ・迷惑メールと判定されたメールやSPF、DKIM認証処理でなりすましと判定されたメール本文に含まれるWebサイトのURLをコンテンツフィルタリング機能に渡し、アクセスを制限する機能を有すること。 また、これにより“不審メール条件設定”の作業負荷が軽減されるので、運用コスト削減にも寄与すると考えております。	職員の操作による危険なWebサイトへのアクセスを防止するため	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
77	要件定義書 P.31	2	第10章 第1節 3-(2)	3	(2)に明記されている「標的型攻撃への対策」では、アクセスリンクを無効化するメール無害化機能の記載がごさいます。「別紙2機能一覧」に該当する機能が見受けられないため、具体的に明記すべきです。メール無害化機能の要件として、以下のような要件記載を提案します。 ・外部から受信したメール本文中に記載されたURLをクリックしてもWebアクセスさせないようにURLを無効化すること。	メール無害化の機能要件が漠然としているため	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
78	要件定義書 P.31	2	第10章 第1節 3-(2)	2	(2)に明記されている「標的型攻撃への対策」では、アクセスリンクを無効化するメール無害化機能について明記されていますが、昨今は添付ファイルに対する無害化対策の導入が多くなっており、メールの添付ファイルに対する無害化を導入することで、確実にファイル内の悪意のある領域を除去することが可能になります。添付ファイルに対する無害化では、下記のような要件記載を提案します。 ・外部から受信したメールの添付ファイルに対してマクロ除去もしくはPDF化のサニタイズ処理を施し、添付ファイルが無害化して内部環境に配送すること。また、サニタイズ処理する前のメール及び添付ファイルは原本として専用のメールサーバに保管すること。 ・添付ファイルがパスワード付きZIP暗号化されている場合は一旦保留し、メール受信者にパスワード解除依頼通知を出すこと。また、メール受信者は依頼通知に記載されたURLにブラウザでアクセスし、パスワードを入力して圧縮ファイルを解凍後、サニタイズ処理を施して添付ファイルが無害化して配送できること。	メール添付ファイルの無害化による、より効果的な標的型攻撃対策が必要と推察されるため	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃借・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
79	要件定義書 P.32	18 23	第10章 第3節 1 (2) (3)	2	ファイル、フォルダの中に、機密度の高い情報が含まれている場合は、適切なアクセス権の割り当てが行われていることを定期的に確認することが重要であると考えています。機密度の高い情報を保持するファイルサーバに対して、以下のような管理、運用を行う機能を提案します。 ・任意条件(オブジェクト名、アクセス権(許可/拒否含む)、継承状態)のアクセス権で、該当するアクセス権が付与されたファイル、フォルダを一覧表示で確認でき、ファイル出力できること。 ・検出したアクセス権に対して、正しい権限に修正するための、一括操作で削除や編集できる機能を有すること ・管理者アカウントのアクセス権が外れてしまっているファイル、フォルダを一覧表示で確認でき、ファイル出力できること。 また検出したファイル、フォルダに対して、管理者権限を一括操作で付与できる機能を有すること。 ・退職や異動などで無効となったユーザのアクセス権を一括でチェック、修正できること。	機密度の高い情報を取り扱っている場合は、定期的な確認、監視が求められるため	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
80	要件定義書 P.32	18 23	第10章 第3節 1 (2) (3)	2	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に定義されている機密性の格付けを行ったファイルについては、区分に応じた適切な管理が求められています。特に機密性2情報、機密性3情報においては、ファイル自体にパスワードの設定や暗号化の実施が必要であると認識しており、その対策要件を提案します。 ファイルサーバでは多くのファイルが管理されるので、パスワード未設定などの不適切な状態で格納されたファイルを検出し、適切な状態にすることが重要であると考えています。そのため、ファイルサーバに対して、以下の要件を記載すべきです。 ・任意のキーワード(例えば「機密性2情報」「機密性3情報」)が含まれるファイルがパスワード未設定、暗号化未実施などの不適切な状態で格納されていた場合、事前に検出したいキーワードを設定しておくことで、ファイルを検出できること。 また、機密性の区分付け忘れも考えられるので、個人情報などが含まれるファイルの検出も行うべきです。 ・機密度の高い情報のうち、氏名、メールアドレス、住所、電話番号、クレジットカード番号、マイナンバーなどの個人情報を含むファイルが、パスワード未設定、暗号化未実施などの不適切な状態でファイルサーバに格納されている場合は検出できること。	機密度の高い情報を取り扱っている場合は、定期的な確認、監視が求められるため	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
81	要件定義書 P.36	14	第11章 第2節 4 (1) イ	4	ネットワーク機器の共通要件、その他の機器、機能等において、IPv6対応要件がありますが、ネットワーク機器だけではなく、それ以外の機能、アプリケーションでは対応は不要でしょうか？ 例えば「別紙2機能一覧の情報セキュリティ対策—ネットワーク接続監視・検疫機能」に明記されている不正接続防止機能では、Windows Vista以降の端末は自動的にIPv6通信が行われるため、持ち込まれた不正端末の対策にIPv6対応が必要です。 その他の機能、アプリケーションなどにおいても、IPv6が必要なものがあれば明記をお願いします。	IPv6対応が必要な機器、アプリケーション、機能において、過不足があるように見受けられるため	貴見のとおり、本調達では特にIPv6への対応を求めないことにしたため、仕様書、要件定義書、別紙1～10から「IPv6」の記載を削除いたします。
82	仕様書案 P.9	11	第3章 第2節 7	1	データの消去は各拠点等、点在する前提ではなく、1箇所(例えばリリース会社倉庫)での実施でも許可いただけないでしょうか。 コスト観点で大きく差があります。	よりよいと思われる施策検討のため。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 機器・データの搬出方法、作業場所などが消費者庁のセキュリティポリシーに準拠していると当庁が確認できる場合には、「消費者庁が指定場所」とすることができます。
83	仕様書案 P.11	20	第3章 第2節 1 (4)	4	システム管理に係る保守は本業務範囲外と認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。相違なければ、No.3、5～12は対象外ではないでしょうか。	業務範囲確認のため。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 システム管理に係る保守については、要件定義書 第3編第16章～第17章をご確認ください。
84	仕様書案 P.12	5	第3章 第2節 1 (5)	4	運用支援は本業務範囲外と認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。相違なければ、本項目は対象外ではないでしょうか。	業務範囲確認のため。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご認識のとおり運用支援は本業務範囲外となっております。システム管理業務と運用支援業務の関連があり連携して運用を進めていく必要があるため、あえて調達対象外と明示した上で運用支援業務について記載しております。
85	要件定義書 P.6	19	第1章 第5節 2	3	個別システム、の「別」は誤記と思われます。必要に応じて修正をお願いします。	誤記と思われるため。	貴見のとおりです。修正を行います。
86	要件定義書 P.6	27	第2章 第2節	3	～と同様の施策等の0実機される際～、の「0」は誤記と思われます。必要に応じて修正をお願いします。	誤記と思われるため。	貴見のとおりです。修正を行います。
87	要件定義書 P.9	—	図1-1	4	スマートフォン等は調達対象外となっておりますが、P.14の「表2-1 17リモートアクセス機能」、「別紙2機能一覧のNo201～210の同機能」では、モバイルデバイスによる機能が記載されています。 図1-1が正しければ、本調達ではリモートアクセス機能は不要だと思いますのでご確認願います。	記載内容が統一していない可能性があるため。	貴見のとおり、スマートフォンは調達対象外となっております。 以下のとおり修正を行います。 要件定義書 表2-1 項番17 「職員が利用するスマートフォン等(本調達対象外)から、セキュアな通信で次期システムに接続し、電子メールや予定表を利用可能な機能を提供する。」 別紙2機能一覧「外部アクセス>リモートアクセス機能>セキュリティ機能>ローカルワイブ」(#209)の要件は削除いたします。
88	要件定義書 P.10	15	第6章 第2節 2(1)	4	別紙7に記載の、対象・対象外の機能について、No21のファイル送受信機能は(対象外)で問題ないでしょうか。データセンター2に切り替わった場合に、内部環境と外部環境の情報交換ができないこととなりますが、業務継続するうえで支障をきたさないでしょうか。業務継続性の観点で確認させていただきます。	提案方針検討のため。	DR時には、通常のブラウザ機能を利用してページ閲覧、ファイルダウンロードを行うこととしています。そのことが平易に理解できるように以下のように要件定義書を修正します。 別紙6 IDC1 IDC2 18仮想ブラウザ機能 ◎ -

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
89	要件定義書 P.32	13	第10章 第3節 1(1)	1	「ワークフローの要件」における、「別紙1新規業務フロー(案)」の「フロー1-1申請登録、ステータス確認」の「対応分類(承認要否)」の分岐タスクについて、悪用防止の観点から、必ず承認プロセスを通す方が良く考えます(分岐はYesのみです)。そのため、別紙1は次のとおり修正を提案します。 ・「対応分類(承認要否)」の分岐タスクを削除 また、これにより開発工数の削減にも寄与すると考えております。	よりよいと思われる施策検討のため。	貴見を承りましたが、業務フローはあくまで案であるため、現在の記載の通りとさせていただきます。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
90	要件定義書 P.32	13	第10章 第3節 1(1)	1	「ワークフローの要件」における、「別紙1新規業務フロー(案)」の「フロー1-3完了連絡」はフロー1-1の承認完了のメール送信と合わせて1回で良いと考えます。フロー1-2は自動処理であり、利用者、情シス担当を経由することはないので、2通送る必要はありません。そのため、別紙1は次のとおり修正を提案します。 ・フロー1-3を削除 また、これにより開発工数の削減にも寄与すると考えます。	よりよいと思われる施策検討のため。	貴見を承りましたが、業務フローはあくまで案であるため、現在の記載の通りとさせていただきます。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
91	要件定義書 P.32	13	第10章 第3節 1(1)	1	「ワークフローの要件」における、「別紙1新規業務フロー(案)」の「フロー2-1申請状況照会の引戻し」について、「申請内容の修正・更新」は引戻し申請の流用だけではなく、「申請の再作成(新規作成)」も可としてください。	よりよいと思われる施策検討のため。	貴見を承りましたが、業務フローはあくまで案であるため、現在の記載の通りとさせていただきます。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
92	要件定義書 P.64	13	第15章 第3節 3	4	明確に人数の記載をお願いいたします。 ソフトウェアのライセンス数等に必要な情報です。	費用積算のため。	教育対象者数につきましては、要件定義書「表3-7 想定する拠点数、利用者数」をご参照ください
93	要件定義書 P.42	25	第11章 第2節 5 (1)ウ(ア)⑧	1	ファーストプリントが、モノクロ9.0秒以下であることを9.5秒以下に緩和願います。 対応可能なメーカーが限定される恐れのある仕様です。競争性、機器選定の幅を広げるためにもご検討願います。	提案機器選定のため。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため以下のとおり修正を行います。 「ファーストプリントが、モノクロ15.0秒以下」
94	要件定義書 P.42	34	第11章 第2節 5 (1)ウ(ア)⑩	1	TEC値:1.6KWh以下であることを2.80KWhに緩和願います。 対応可能なメーカーが限定される恐れのある仕様です。競争性、機器選定の幅を広げるためにもご検討願います。	提案機器選定のため。	共通要件に「機器については、国際エネルギースタープログラム適合製品を導入することが望ましい。」としているため、製品選定の幅を広げるため、第11章第2節5(1)ウ(ア)⑩の記載を削除します。
95	7	-	要件定義書本紙	4	表1-6別データセンターの定義 『現行システムが利用しているデータセンターであり、次期システム稼働後も一部の個別システムが引続き稼働する。別データセンターは、本仕様書の調達範囲外となっているが、別データセンター内の個別システムの接続に必要な回線及びネットワーク機器は、本仕様書の調達に含める。』 別データセンター内の個別システムの接続に必要なネットワーク機器の要件(性能、機能、ポート数等)を明記ください。	別データセンター内に必要となるネットワーク機器の選定に当たり、考慮するためです。要件定義書には、別データセンター内に残存する個別システムのシステム構成等が明記されていないため、それらの接続に必要なネットワーク機器を選定できません。	貴見のとおり、別データセンターに残る個別システムに関する記載が不足しているため、事業者が閲覧できる資料として、「個別システム(製造所固有記号制度届出データベース及び新たな機能性表示制度届出データベース)」の資料を追加します。
96	14	12	調達仕様書本紙	1	2システム管理 『請負者は、システム管理業務に従事する専任作業要員として、作業責任者を含む1~6名を消費者庁へ常駐させること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『請負者は、システム管理業務に従事する専任作業要員として、作業責任者又は作業責任者と同等のスキル・経験を有する者を含む1~6名を消費者庁へ常駐させること。』	システム管理業務の遂行に際し、作業責任者の常駐はコスト増加につながります。また、体制として代替ができません。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
97	16	-	要件定義書本紙	1	標的型攻撃対策機能概要 『独自にマルウェアと判断したURLのリストを作成し、コンテンツフィルタリング機能と連携することで、行政端末からリストに合致するURLへのアクセスを制限する機能を提供する。また、外部サイトから次期システムにダウンロードされるファイルの内容を確認し、マルウェアデータベースに合致する場合、通信を自動的に破棄する機能を提供する。』 以下要件への変更をご検討ください。 『独自にマルウェアと判断したURLのリストを作成し、 標的型攻撃対策機能 又はコンテンツフィルタリング機能との連携により、行政端末からリストに合致するURLへのアクセスを制限する機能を提供する。また、外部サイトから次期システムにダウンロードされるファイルの内容を確認し、マルウェアデータベースに合致する場合、通信を自動的に破棄する機能を提供する。』	製品選定の幅を広げるためです。行政端末からリストに合致するURLへのアクセスを制限するという目的を実現するにあたり、コンテンツフィルタリング機能との連携は必須ではないと考えます。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「独自にマルウェアと判断したURLのリストを作成し、標的型攻撃対策機能又はコンテンツフィルタリング機能との連携により、行政端末からリストに合致するURLへのアクセスを制限する機能を提供する。また、外部サイトから次期システムにダウンロードされるファイルの内容を確認し、マルウェアデータベースに合致する場合、通信を自動的に破棄する機能を提供する。」
98	25	2	要件定義書本紙	1	表3-9可用性に係る目標値稼働率(%) 『<平常時>レベル1:99.9% レベル2:99.0% <被災時>レベル3:97.0% レベル4:95.0%』 以下要件への変更をご検討ください。 『<平常時>レベル1:99.5% レベル2:99.0%』	稼働率99.9%の値は、外部サービスを想定されている数字に思われます。また、IDC2の環境はIDC1環境の被災時の利用を想定しています。被災時には、メーカーから平常時のように円滑な部品供給ができない可能性があるためです。	稼働率については、他省庁の要件と同レベルとなっており、特に厳しい要件になっているとは考えておりません。また被災時の記載が、判りにくいので以下のとおり修正を行います。 IDC1運用時 レベル1:99.9%、レベル2:99.0% IDC2運用時 レベル1:97.0%、レベル2:対象外 レベル1:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」冗長構成をとっているサービス レベル2:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」シングル構成をとっているサービス
99	25	3	要件定義書本紙	1	表3-9可用性に係る目標値障害復旧回復時間 『<平常時>1時間以内 <被災時>24時間以内』 以下要件への変更をご検討ください。 『<平常時>8時間以内』	HWの障害発生時に、部品交換が発生すると、部品搬送や交換後の再設定、動作確認など発生するためです。また、被災時には、メーカーから平常時のような部品供給ができない可能性があるためです。	目標値障害復旧回復時間については、他省庁の要件と同レベルとなっており、特に厳しい要件になっているとは考えておりません。また被災時の記載が、判りにくいので以下のとおり修正を行います。 IDC1運用時 1時間以内 IDC2運用時 レベル1:1時間以内、レベル2:対象外 レベル1:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」冗長構成をとっているサービス レベル2:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」シングル構成をとっているサービス

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
100	26	4	要件定義書 本紙	1	表3-9可用性に係る目標値リカバリーポイント 『<平常時>直前の状態(1秒以内) <被災時>48時間以内』 以下要件への変更をご検討ください。 『<平常時>24時間以内 <被災時>48時間以内』	直前の状態にリカバリーするためには、毎秒バックアップを取得する必要がありますが、通常の運用では、バックアップは1日或いは1週間に一回が一般と考えるためです。なお、被災時のリカバリーポイントとは、災害発生後から48時間以内のデータにリカバリーすることを想定しています。	目標値リカバリーポイントについては、他省庁の要件と同レベルとなっており、特に厳しい要件になっているとは考えておりません。 また被災時の記載が、判りにくいので以下のとおり修正を行います。 IDC1 運用時直前の状態(1秒以内) IDC2 運用時レベル1:直前の状態(1秒以内)、レベル2:対象外 レベル1:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」冗長構成をとっているサービス レベル2:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」シングル構成をとっているサービス
101	26	5	要件定義書 本紙	1	表3-9可用性に係る目標値リカバリーポイント 『<平常時>直前の状態(1秒以内) <被災時>対象外』 以下要件への変更をご検討ください。 『<平常時>24時間以内 <被災時>対象外』	直前の状態にリカバリーするためには、毎秒バックアップを取得する必要がありますが、通常の運用では、バックアップは1日或いは1週間に一回が一般と考えるためです。また、個別システムに対しても1日一回バックアップが可能な環境であることが前提となります。	目標値リカバリーポイントについては、他省庁の要件と同レベルとなっており、特に厳しい要件になっているとは考えておりません。 また被災時の記載が、判りにくいので以下のとおり修正を行います。 IDC1 運用時直前の状態(1秒以内) IDC2 運用時レベル1:直前の状態(1秒以内)、レベル2:対象外 レベル1:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」冗長構成をとっているサービス レベル2:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」シングル構成をとっているサービス
102	32	9	要件定義書 本紙	1	情報セキュリティ対策における判断基準 『請負者が導入する製品等に不正プログラムが混入したことが判明した場合、該当する機器等の交換作業に係る付帯業務や発生する費用の一切を請負者が負担すること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『請負者が導入する製品等に不正プログラムが混入したことが判明した場合、該当する機器等の交換作業に係る付帯業務や発生する費用の負担に関して当庁と協議すること。』	不正プログラムの混入は、さまざまなケースが考えられるためです。	責見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
103	36	17	要件定義書 本紙	4	共通要件 『選定機器は、メーカー推奨手順による電源の切断・投入・再起動等を繰り返し行っても、信頼性を維持できる仕様を確保していること。』 上記要件の「信頼性を維持できる仕様」について、必要となる仕様を具体的に明示ください。	本要件を正確に理解し、目的に沿った機能証明に係る資料を準備するためです。	責見のとおり、「信頼性を維持できる仕様」が不明確なため、以下のとおり修正を行います。 「エ 選定機器は、メーカー推奨手順による電源の切断・投入・再起動等を繰り返し行っても、信頼性を維持できる仕様を確保するものとし、本要件の可用性を担保すること。」
104	36	22	要件定義書 本紙	1	共通要件 『設定情報の更新/動作状況の確認を行うためのコンソールポートを有すること。』 本要件の削除、又は以下要件への変更をご検討ください。 『設定情報の更新/動作状況の確認が可能であること。』	製品選定の幅を広げるためです。コンソールポートの搭載は、設定情報の更新/動作状況の確認を行うための手段であり、必須ではないと考えます。設定情報の更新/動作状況の確認は、手段の違いはありますが、一般的にどの機器でも対応可能です。	責見のとおり、製品選定の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「設定情報の更新/動作状況の確認が可能であること。」
105	37	22	要件定義書 本紙	1	庁舎センタースイッチ 『運用性の向上、障害時の障害回避手段の確保に利用できるよう、システムに関する様々なイベント、システムの負荷の上昇、インタフェースの帯域占有率の上昇、モジュールの故障、特定のSNMPトラップ、特定のSyslog、あるいは任意に設定したインターバルや時刻を契機として、管理コマンドの実行、設定コマンドの実行、管理者へのSyslogやメールでの通知等が自動で行われるような機能を有すること。』 本要件の削除、又は以下要件への変更をご検討ください。 『運用性の向上、障害時の障害回避手段の確保に利用できるよう、システムに関する様々なイベント、システムの負荷の上昇、モジュールの故障、特定のSNMPトラップ、特定のSyslog、あるいは任意に設定したインターバルや時刻を契機として、管理コマンドの実行、設定コマンドの実行、管理者へのSyslogやSNMPでの通知等が自動で行われるような機能を有すること。』	製品選定の幅を広げるためです。記載されている機能は、特定メーカー製品の機能と思われる。	責見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
106	37	27	要件定義書 本紙	1	庁舎センタースイッチ 『起動時、稼動中、トラブルシューティング等、機器動作の信頼性を維持するための総合的な自己診断機能を有すること。自己診断機能は稼動中にも任意のタイミングで実行できること。』 本要件の削除をご検討ください。	製品選定の幅を広げるためです。総合的な自己診断機能は、特定メーカー製品の機能と思われる。	責見のとおり、製品選択の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「起動時、稼動中、トラブルシューティング等、機器動作の信頼性を維持するための総合的な自己診断機能を有すること。自己診断機能は稼動中にも任意のタイミングで実行できること。これらの機能は各種デバッグコマンドを使用して実現しても良い。」
107	38	30	要件定義書 本紙	1	無線LANコントローラ 『リンクアグリゲーション機能を有すること。』以下要件への変更をご検討ください。 『リンクアグリゲーション機能を有すること。または、冗長性を確保しリンク障害時においても必要な帯域を維持すること。』	製品選定の幅を広げるためです。冗長方式として、リンクアグリゲーション機能は一つの手段であり、リンク障害時においても必要な帯域を維持できることが目的と考えます。	責見のとおり、製品選択の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「リンクアグリゲーション機能またはそれと同等の機能を有すること。」
108	39	27	要件定義書 本紙	1	ファイアウォール 『RIPv1/v2、OSPFをサポートすること。』以下要件への変更をご検討ください。 『RIPv2及びOSPFをサポートすること。』	製品選定の幅を広げるためです。昨今のファイアウォール製品は、レガシープロトコルであるRIPv1をサポートしていないことが多く、選定できる製品に限られてしまいます。さらに、RIPv1は認証機能を有していないルーティングプロトコルであり、貴庁の環境に適さないと考えます。	責見のとおり、RIPについてはV1をサポートする必要性が低いと見られ、以下のとおり修正を行います。 「RIPv2、OSPFをサポートすること。」
109	40	—	要件定義書 本紙	4	表3-11行政端末及び周辺機器等の一覧 『※端末及び周辺機器については、運用・保守、故障などを踏まえ、表記の台数とは別に予備機を考慮すること。』 「端末及び周辺機器」の具体的な項目及び各々に必要な予備機の数量を明示ください。	要件を明確にするためです。	責見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご提案いただく機器の故障率、修理時間などを踏まえて予備機の数量をご提案願います。
110	40	3	要件定義書 本紙	1	VPN終端装置 『セキュリティを確保するために、L2TP/IPsec、SSTP及びSSL-VPN等による暗号化通信機能を有すること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『セキュリティを確保するために、行政端末(シンクライアント)からインターネット回線を経由したアクセスについて、SSL-VPN等による暗号化通信機能を有すること。』	製品選定の幅を広げるためです。 L2TP/IPsecとSSL-VPN双方に対応している製品は限られます。左記は、行政端末(シンクライアント)からインターネット回線を経由して、貴庁のVDI環境に接続するための要件と理解しています。そのため、求められる暗号化通信機能は、主にサイト間通信の暗号化で用いられるL2TP/IPsecではなく、主にリモートアクセスで用いられるSSL-VPN等が最適であると考えます。 SSL-VPNであれば、一般的に行政端末(シンクライアント)のブラウザ経由でリモートアクセスできるため、外部からアクセスを許可する対象ポートを絞ることが可能です。 また、SSTPに対応している機器は現状少なく、選定できる製品は限られます。SSTPとSSL-VPNはともに暗号化技術にSSLを使用しており、セキュリティ確保という観点では同様の機能と思われる。	責見のとおり、全ての暗号化機能は必要がないため、以下のとおり修正を行います。 「セキュリティを確保するために、L2TP/IPsec、SSTP またはSSL-VPN 等による複数の方式の暗号化通信機能を有すること」

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
111	47	23	要件定義書 本紙	4	仮想端末、行政端末(ファットクライアント)及び出退表示端末に導入するソフトウェアに係る要件 『現行システムの行政端末に標準で導入されているソフトウェアで、実現されている機能(各種言語ランタイム、実行環境、プラグイン等を含む)を継承し、～省略～また、導入するソフトウェアは、仮想端末、行政端末(ファットクライアント)及び出退表示端末上で問題なく動作することを検証すること。』 『現行システムの行政端末に標準で導入されているソフトウェアで、実現されている機能(各種言語ランタイム、実行環境、プラグイン等を含む)』を詳細に明示ください。	要件を正確に理解し、当該機能の継承有無を判断するためです。	貴見のとおり、「現行システムの行政端末に標準で導入されているソフトウェア」に関する記載が不足しているため 仕様書 第10章第3節 事業者が閲覧できる資料一覧表に「現行システムのソフトウェア構成」を追加いたします。
112	52	25	要件定義書 本紙	1	インターネット接続回線 『(ウ)以下のサービス品質保証(SLA:ServiceLevelAgreement)が適用されていること。①バックボーン内においてIPパケットの往復転送時間の月間平均値が25ms以内であること。また、パケット損失率の月間平均値が0.1%以下であること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『(ウ)帯域保障型の回線については、以下のサービス品質保証(SLA:ServiceLevelAgreement)が適用されていること。①バックボーン内においてIPパケットの往復転送時間の月間平均値が25ms以内であること。また、パケット損失率の月間平均値が0.3%以下であること。』	回線選定の幅を広げるためです。国会控室のインターネット接続回線は、要件定義書本紙のP52表3-17よりベストエフォート型の要件となっているため、SLA自体存在しません。「帯域保障型の回線については、」を追記することで、当該回線はSLAの適用対象から除外する趣旨です。また、主要回線事業者におけるバックボーン内パケット損失率の月間平均値は0.3%以下であり、0.1%以下の場合は特定の回線事業者しか選定できません。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 バックボーンに求める品質です。通信事業者のIP通信サービスが満たすべき国際標準規格(Y.1541)では、上限が0.1%と規定されています
113	56	—	要件定義書 本紙	1	表3-18テストの種類項番23その他 『政府共通ネットワーク及び個別システムに係るテストも対象範囲とし、業務遂行を想定したテストを実施すること』 以下要件への変更をご検討ください。 『政府共通ネットワークを経由したメール送受信に係るテストも対象範囲とし、業務遂行を想定したテストを実施すること』	個別システムに関する正常動作の判断は個別システムの構築ベンダーでないと分からないためです。	貴見のとおり、個別システムのテストは、構築ベンダーにしかできないため、以下のとおり修正を行います。 政府共通ネットワーク及び個別システムに係るテストも対象範囲とし、業務遂行を想定したテストを支援すること
114	57	24	要件定義書 本紙	1	第13章移行に関する事項第1節移行方針 『次期システムへの移行においては、 業務の継続に影響を与えないこと、実施すること 。本業務を実施するに当たっては、移行実施計画書に従って安全かつ確実に業務を実施すること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『次期システムへの移行においては、業務の継続に配慮し、移行実施計画書に従って安全かつ確実に業務を実施すること。』	現実的な要件とし、要件定義書本紙P58「2業務への影響(1)」と整合性をとるためです。移行に当たっては、一般的に切替等に伴う通信断等が想定されるため、少なからず業務の継続に影響を与えられます。	貴見のとおり、「業務の継続に影響を与えることなく」移行を行うことは不可能なため、以下のとおり修正を行います。 「次期システムへの移行においては、業務の継続に配慮し、移行実施計画書に従って安全かつ確実に業務を実施すること。」
115	65	17	要件定義書 本紙	4	2責任分界点(1)政府共通ネットワーク 『政府共通ネットワーク接続用設備の内部側のファイアウォール及びLANケーブルまでを責任分界点とすること。』 上記「政府共通ネットワーク接続用設備の内部側のファイアウォール」の全体構成図に対する位置付け及び上記「LANケーブル」がどの機器とどの機器を接続するLANケーブルであるのか補足ください。可能であれば、「別紙4次期システム全体構成図」に図示ください。	要件を明確にするためです。	貴見のとおり、消費者庁LANと政府共通ネットワークの責任分界点が不明確なため「別紙4次期システム全体構成図」に「政府共通ネットワーク接続用設備の内部側のファイアウォール」を明示します。
116	65	23	要件定義書 本紙	1	個別システム 『本調達機器等(ハードウェア、ミドルウェア等)を責任分界点とすること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『本調達機器等(ハードウェア、仮想基盤、OS)を責任分界点とすること。ただし、仮想サーバイメージの移行をするものに関しては、ハードウェアおよび仮想基盤を責任分界点とする。』	個別システムのミドルウェアに関しては、個別システムの導入業者でないと、移行作業が困難なためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 個別システムのテストについては、本調達の対象外としておりますが、仮想サーバイメージ移行が正しく行われたことは担保していただく必要があります。
117	66	2	要件定義書 本紙	1	『(1)サービスレベル項目』の対象とするサービスを明示してください。	ご要望されているサービスレベルが高いため、シングル構成のシステムなどを要件に含めると、目標値を達成することが困難と思われるためです。記載されている内容は、レベル1(IDC1で冗長構成をとっているサービス)の認識です。	貴見のとおりサービスが不明確なため、以下のとおり修正を行います。 レベル1:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」冗長構成をとっているサービス レベル2:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」シングル構成をとっているサービス とし、それぞれのレベルについて <稼働率> IDC1運用時 レベル1:99.9%、レベル2:99.0% IDC2運用時 レベル1:97.0%、レベル2:対象外 <目標復旧時間(RTO)> IDC1運用時 1時間以内 IDC2運用時 レベル1:1時間以内、レベル2:対象外 <復旧目標時点(RPO)> IDC1運用時 直前の状態(1秒以内) IDC2運用時 レベル1:直前の状態(1秒以内)、レベル2:対象外 また目標値については、他省庁の要件と同レベルとなっております。特に厳しい要件になっているとは考えておりません。
118	66	1	要件定義書 本紙	1	表3-21稼働率 『99.90%』 以下要件への変更をご検討ください。 『99.5%』	稼働率99.9%の値は、外部サービスを想定されている数字に思われます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
119	66	6	要件定義書 本紙	1	表3-21目標復旧時間(RTO) 『<平常時>1時間以内 <被災時>24時間以内』 以下要件への変更をご検討ください。 『<平常時>8時間以内』	HWの障害発生時に、部品交換が発生すると、部品搬送や交換後の再設定、動作確認など発生するためです。また、被災時には、メーカーから平常時のように円滑に部品供給ができない可能性があるためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
120	67	8	要件定義書 本紙	1	表3-21復旧時点目標(RPO) 『<平常時>1秒以内 <被災時>48時間以内』 以下要件への変更をご検討ください。 『<被災時>48時間以内』	平常状態で復旧することはないと思われるためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
121	—	—	要件定義書 本紙	4	運用支援業務は別調達という認識ですので、全体的に運用支援業務に係る要件に関しては別冊にして頂きますようご検討ください。	スコープを明確にするためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
122	1	1	要件定義書別紙2 機能一覧	2	仮想デスクトップ機能下記の要件の追加をご検討下さい。 『特定の仮想デスクトップの負荷が、他の仮想デスクトップの性能に影響を与えないよう、CPU、メモリのリソースは仮想デスクトップごとに占有できること。』	仮想デスクトップで割り当てるリソースを極力担保するためです。VDI環境では、物理リソース以上の割当を設定することが可能なためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
123	1	11	要件定義書別紙2機能一覧	1	仮想デスクトップ機能外部接続機能接続方式 『接続方式はL2TP/IPsec、SSTP及びSSL-VPNに対応すること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『接続方式はSSL-VPNに対応すること。』	製品選定の幅を広げるためです。 L2TP/IPsecとSSL-VPN双方に対応している製品は限られます。左記は、行政端末(シンクライアント)からインターネット回線を経由して、貴庁のVDI環境に接続するための要件と理解しています。そのため、求められる暗号化通信機能は、主にサイト間通信の暗号化で用いられるL2TP/IPSecではなく、主にリモートアクセスで用いられるSSL-VPN等が最適であると考えます。 SSL-VPNであれば、一般的に行政端末(シンクライアント)のブラウザ経由でリモートアクセスできるため、外部からアクセスを許可する対象ポートを絞ることが可能です。 また、SSTPに対応している機器は現状少なく、選定できる製品は限られます。SSTPとSSL-VPNはともに暗号化技術にSSLを使用しており、セキュリティ確保という観点では同様の機能とされます。	貴見のとおり、全ての暗号化機能は必要がないため、以下のとおり修正を行います。 「VPN終端装置の暗号化方式に対応し、接続ができること」
124	1	32	要件定義書別紙2機能一覧	4	ファイルサーバ(内部向け)機能 『NFS/CIFS/HTTP/iSCSI/FCの各ネットワークプロトコルに対応していること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『NFS/CIFS/HTTPの各ネットワークプロトコルに対応していること。』	iSCSI/FCはファイルサーバ機能としてのネットワークプロトコルではないため、要件から外してください。	貴見のとおり、全てのプロトコルに対応する必要がないため、以下のとおり修正を行います。 「NFS/CIFS/HTTP/iSCSI/FCの中で、システムを稼働させる為に必要なネットワークプロトコルに対応していること。」
125	1	38	要件定義書別紙2機能一覧	4	電子メール機能グループウェア送受信 『行政端末(シンクライアント)からメールの作成及び送受信ができること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『行政端末(シンクライアント)経由で仮想デスクトップからメールの作成及び送受信ができること。』	要件を明確にするためです。 『要件定義書本紙P47第11章第3節3(1)表3-14行政端末(シンクライアント)に導入するソフトウェアの要件』より行政端末(シンクライアント)に関しては、アプリケーション等はインストールされない想定です。	貴見のとおり、要件を明確にするため、以下のとおり修正を行います。 「行政端末(シンクライアント)経由で仮想デスクトップからメールの作成及び送受信ができること。」
126	2	100	要件定義書別紙2機能一覧	4	e-ラーニングシステム機能基本機能受講端末 『行政端末(シンクライアント)のブラウザにより次期システム上で教育が受講できること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『行政端末(シンクライアント)経由で仮想デスクトップのブラウザにより次期システム上で教育が受講できること。』	要件を明確にするためです。 『要件定義書本紙P47第11章第3節3(1)表3-14行政端末(シンクライアント)に導入するソフトウェアの要件』より行政端末(シンクライアント)に関しては、アプリケーション等はインストールされない想定です。	貴見のとおり、要件を明確にするため、以下のとおり修正を行います。 「行政端末(シンクライアント)経由で仮想デスクトップのブラウザにより次期システム上で教育が受講できること。」
127	2	104	要件定義書別紙2機能一覧	4	e-ラーニングシステム機能 『システムがSCORM1.2及びSCORM2004規格に準拠していること。また、外部団体よりSCORM規格の認定がされていること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『システムがSCORM1.2及びSCORM2004規格に準拠していること。』	製品選定の幅を広げるためです。外部団体によるSCORM規格の認定は、製品バージョンを指定して、各メーカーが認定の申請を行う為、同一製品であってもバージョンアップ等がある場合は、調達のタイミングによっては認定から外れる場合がございます。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
128	3	183	要件定義書別紙2機能一覧	1	公開Webサーバ機能 『消費者庁ホームページ、消費者庁ホームページ(携帯)、消費生活安心ガイド、消費者庁意見登録システム』の機能と同じものを示されているとの認識でよろしいでしょうか。データ移行が発生する場合は、CMSの導入の必要性やCMSとしてのデータ移行の要件(現在のCMSの製品名・バージョンなど)を明記してください。	要件を明確にするためです。	公開Webサーバ機能は、基盤システムにあたります 「消費者庁ホームページ、特定商取引法ガイド、消費者庁意見登録システム」は個別システムになります。 「消費者庁ホームページ、特定商取引法ガイド、消費者庁意見登録システム」はV2Vでそのまま移行することを想定していますので、データ移行の要件は特に必要ないと考えております。 従って仕様は現行の通りとさせていただきます。
129	3	189	要件定義書別紙2機能一覧	1	政府共通ネットワーク公開サーバ機能 『要件定義書別紙3情報・データ一覧』には記載がなく、本調達にはデータ移行は無いとの認識でよろしいでしょうか。データ移行が発生する場合は、CMSの導入の必要性やCMSとしてのデータ移行の要件(現在のCMSの製品名・バージョンなど)を明記してください。	要件を明確にするためです。	政府共通ネットワーク公開サーバ機能は、基盤システムにあたります。 公開するデータは個別システムになります。 個別システムはV2Vでそのまま移行することを想定していますので、データ移行の要件は特に必要ないと考えております。 従って仕様は現行の通りとさせていただきます。
130	4	237,238	要件定義書別紙2機能一覧	1	大規模動画配信機能 『FlashVideo形式においては、次のファイルフォーマット、コンテナ及びプロトコルに対応可能であること。』 ・・・[プロトコル] RTMP(Real-Time Messaging Protocol)、RTMPT(RTMPのHTTPトンネリング)、RTMPE(RTMPの暗号化プロトコル)及びRTMPTE(RTMPEのHTTPトンネリング) 『WindowsMedia形式においては、次のファイルフォーマット、コンテナ及びプロトコルに対応すること。』 ・・・[プロトコル] MMS(Microsoft Media Server Protocol)、RTSP(RealTime Streaming Protocol)及びHTTP(Hypertext Transfer Protocol) 以下要件への変更をご検討ください。 『FlashVideo形式、WindowsMedia形式で作成された動画を配信できること。』	要件を明確にするためです。各々に記載されておられます「ファイルフォーマット」「コンテナ」「プロトコル」の全仕様を網羅できるサービスは、一般的でなく製品が限定されてしまい製品選択の幅を狭めてしまいます。	貴見のとおり、要件が不明確なため、以下のよう修正を行います。 「次のコーデック、コンテナに対応可能であること。 [コーデック] H.264、On2VP6、Sorenson Spark、Nellymoser、MP3、AAC+、HE-AAC並びにAACv1又はAACv2 [コンテナ] FLV、mp4」
131	4	239	要件定義書別紙2機能一覧	1	大規模動画配信機能 『管理画面上で、トラフィック及びコネクション数の確認ができること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『管理画面上で、トラフィックの確認ができること。更にコネクション数の確認が出来ればより望ましい。』	製品選定の幅を広げるためです。外部サービスの動画配信サービスにおいて、トラフィックとコネクション数が確認できるサービスは限定される為、製品選定の幅を狭めてしまいます。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「管理画面上で、日別・時間帯別アクセスリクエスト数及びコンテンツ毎の視聴時間の確認ができること。」
132	5	257	要件定義書別紙2機能一覧	4	ウイルス対策機能基本機能パターンファイル配布 『ウイルス定義のパターンファイルを一元管理し、行政端末(シンクライアント、ファットクライアント、仮想デスクトップ機能)に配布する仕組みを有すること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『ウイルス定義のパターンファイルを一元管理し、行政端末(ファットクライアント、仮想デスクトップ機能)に配布する仕組みを有すること。』	要件を明確にするためです。 『要件定義書本紙P47第11章第3節3(1)表3-14行政端末(シンクライアント)に導入するソフトウェアの要件』より行政端末(シンクライアント)に関しては、アプリケーション等はインストールされない想定です。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
133	5	258	要件定義書別紙2機能一覧	3	ウイルス対策機能基本機能外部メール対策 『外部又は政府共通ネットワークとのメールの送受信の際にウイルス対策を施すこと。』 以下要件への変更をご検討ください。 『外部および政府共通ネットワークとのメールの送受信の際にウイルス対策を施すこと。』	要件を明確にするためです。インターネットと政府共通ネットワークの両方に対策が必要と思われるためです。	貴見のとおり、要件を明確にするため、以下のとおり修正を行います。 「外部および政府共通ネットワークとのメールの送受信の際にウイルス対策を施すこと。」
134	5	262	要件定義書別紙2機能一覧	1	ウイルスゲートウェイ機能基本機能アドレス割り当て 『次期システムのグローバルアドレスを割り当てることなく本サービスを利用できるものとする。』 本要件の削除をご検討ください。	製品選定の幅を広げるためです。 要件定義書本紙P13に「機能の実現方法(オンプレミス、外部サービス等)は、請負者からの提案に委ねることとする。」と記載がある一方で、左記要件は外部サービスを意図した要件となっており、オンプレミスでの提案ができない要件となっています。ウイルスゲートウェイ機能は、要件上インターネットからのダウンロードファイル等に対してもウイルスチェックが必要であるため、オンプレミスで実現するためには、グローバルアドレスの割り当てが必要になります。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、別紙2機能一覧「情報セキュリティ対策」ウイルスゲートウェイ機能>基本機能>アドレス割り当て(241)の要件は削除いたします。
135	5	264	要件定義書別紙2機能一覧	3	ウイルスゲートウェイ機能ライセンス管理 『クライアントライセンスは、600以上とし、稼働後に対象数を追加可能であること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『ライセンスを必要とする場合、クライアントライセンスは600以上とし、稼働後に対象数を追加可能であること。』	製品選定の幅を広げるためです。ウイルスゲートウェイ機能を提供する製品は、クライアントライセンスを必要としないものも多く存在します。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
136	5	265	要件定義書別紙2機能一覧	4	ウイルスゲートウェイ機能基本機能メール対策 『メールについては送受信両方のウイルスチェックを行うこと。』 以下要件への変更をご検討ください。 『メールについては、インターネットおよび政府共通ネットワークを介して送受信される両方のメールに対してウイルスチェックを行うこと。』	要件を明確にするためです。	貴見のとおり、要件を明確にするため、以下のとおり修正を行います。 「メールについては、インターネットおよび政府共通ネットワークを介して送受信される両方のメールに対してウイルスチェックを行うこと。」
137	5	269	要件定義書別紙2機能一覧	4	侵入検知/防御機能基本機能侵入検知 『サーバやネットワークへの不正な侵入を検知することで接続の遮断などの防御を行う機能を提供すること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『インターネットや政府共通ネットワークから、サーバやネットワークへの不正な侵入を検知することで接続の遮断などの防御を行う機能を提供すること。』	要件を明確にするためです。ネットワークの設計次第で、インターネットと政府共通ネットワークからの両方の不正な通信を検知し接続遮断することができるため、よりセキュアなシステムを要件として頂くことをご提案します。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
138	5	274	要件定義書別紙2機能一覧	1	分散型サービス不能(DDoS)攻撃対策機能基本機能稼働環境 『攻撃トラフィックがインターネット回線に流入することによりサービスに支障が出ないよう、受注者のバックボーン設備側でDDoS攻撃の防御を行うこと。』 以下要件への変更をご検討ください。 『攻撃トラフィックがインターネット回線に流入することによりサービスに支障が出ないよう、DDoS攻撃の防御を行うこと。』	製品選定の幅を広げるためです。受注者のバックボーン設備側でDDoS攻撃の防御を行う必要があるため、必然的に回線事業者が限定されます。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「攻撃トラフィックがインターネット回線に流入することによりサービスに支障が出ないよう、DDoS攻撃の防御を行うこと。」
139	5	276	要件定義書別紙2機能一覧	1	分散型サービス不能(DDoS)攻撃対策機能基本機能段階的防御 『トラフィックの内容やその規模に応じて複数の防御機能を有すること。原則として、防御機構の切替えを必要としない常時防御機能を提供すること。また、状況に応じて自動的に切り替わり、不審なトラフィックに適した段階的な防御方法を提供すること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『トラフィックの内容やその規模に応じて複数の防御機能を有すること。また、状況に応じて自動的に切り替わり、不審なトラフィックに適した段階的な防御方法を提供すること。』	製品選定の幅を広げるためです。防御機構の切替えを必要としない常時防御機能を提供する製品は限られます。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「トラフィックの内容やその規模に応じて複数の防御機能を有すること。サービスを停止することなく常時防御機能を提供し、不審なトラフィックに適した段階的な防御方法を提供すること。」
140	6	294	要件定義書別紙2機能一覧	4	メール暗号化機能基本機能添付ファイル自動暗号化 『消費者庁からインターネットを介し、ファイルを添付したメールを送信する際に、自動的に添付ファイルを暗号化できること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『消費者庁からインターネットおよび政府共通ネットワークを介し、ファイルを添付したメールを送信する際に、自動的に	ネットワークの設計次第で、政府共通ネットワークへメールも自動的に添付ファイルを暗号化することが可能なため、よりセキュアなシステムを要件として頂くことをご提案します。	貴見のとおり、要件を明確にするため、以下のとおり修正を行います。 「消費者庁からインターネットおよび政府共通ネットワークを介し、ファイルを添付したメールを送信する際に、自動的に添付ファイルを暗号化できること。」
141	6	296	要件定義書別紙2機能一覧	4	メール暗号化機能基本機能圧縮形式 『添付ファイル群のうち同一のファイル名が存在する場合は、重複するファイル名の一方の名称を変更すること。』 本要件の削除をご検討ください。	製品設定の幅を広げるためです。自動的にファイル名が変更されてしまうと、メール送信後に送信者と受信者の間で元ファイルとの整合性を合わせ直す必要が出てきます。名前の重複は、メール送信前に送信者が手動で行うことが望ましく、また、本要件において提案できる製品が限定されてしまうためです。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、別紙2機能一覧「情報セキュリティ対策」メール暗号化機能」基本機能」圧縮形式」(#296)から「添付ファイル群のうち同一のファイル名が存在する場合は、重複するファイル名の一方の名称を変更すること。」の要件は削除いたします。 同一ファイル名がある場合の対応をご提案ください。
142	6	339	要件定義書別紙2機能一覧	1	迷惑メール対策機能基本機能隔離通知 『1.管理者指定間隔 2.毎日 3.送信しない』 以下要件への変更をご検討ください。 『1.毎日 2.送信しない』	製品設定の幅を広げるためです。 『管理者指定間隔』の機能を持つ製品が少なく、「毎日」と「送信しない」の設定があれば、通常の運用は可能と思われるためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
143	7	344	要件定義書別紙2機能一覧	1	運用管理機能管理者機能 『メールアカウントの登録・削除。登録については、WEBインタフェースにおける個別の処理に加え、一覧を記載したテキストファイルによる一括処理にも対応すること。』 -消費者庁によるメールアカウントの登録履歴の確認ができること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『メールアカウントの登録・削除。登録については、WEBインタフェースにおける個別の処理に加え、一覧を記載したテキストファイルによる一括処理またはLDAPによる連携にも対応すること。』 -消費者庁によるメールアカウントの登録履歴または登録状況の確認ができること。』	製品設定の幅を広げるためです。テキストファイルによる一括処理でなくても、LDAPで連携できればより容易に連携が取れると思います。また、LDAP連携する場合は、アカウントの登録履歴は取れないため、アカウントの登録状況を確認することになると思われるためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 登録するメールアカウントは迷惑メールの送信者のアドレスです。LDAP連携とは特に関係がありません。
144	9	473	要件定義書別紙2機能一覧	4	メールアーカイブ 『メールの不正利用や情報漏えいを防止するために、監査目的でメールのアーカイブを保存できること。』 メールアーカイブの機能のため、メールアーカイブの基本機能に移動して頂けるようご検討下さい。	要件の内容から、メールアーカイブの機能を示していると思われるため。	貴見のとおり、バックアップ機能ではないため 別紙2機能一覧「運用管理」バックアップ機能」基本機能」メールアーカイブ」(#473)は「情報セキュリティ対策」証跡管理機能」基本機能」に移動します。
145	9	478	要件定義書別紙2機能一覧	1	運用管理機能セルフチェック 『プロセス監視では検知できないOS異常やハード障害などの端末異常時に運用管理機能のマネージャが停止した場合、自分自身で異常として検知するセルフチェック機能を有すること。』 本要件の削除をご検討ください。	製品選定の幅を広げるためです。本要件は、特定の製品の各サーバにインストールした監視ソフト(マネージャ)が正常動作しなくなった場合に、異常として検知する機能と思われます。また、エージェントレスの監視システムなどでも、サーバの異常は検出可能であるためです。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、別紙2機能一覧「運用管理」運用管理機能」基本機能」セルフチェック」(#478)は削除いたします。
146	9	480	要件定義書別紙2機能一覧	1	運用管理機能クラスタ監視 『クラスタシステムに登録されているクラスタサービスを自動検出し、個々のクラスタサービスを監視対象とすることが可能であること。』 以下要件への変更をご検討ください。 『クラスタシステムに登録されているクラスタサービスを監視対象とすることが可能であること。』	製品選定の幅を広げるためです。クラスタサービスを自動検出できる製品は少なく、自動検出する必要性は少ないためです。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「クラスタシステムに登録されているクラスタサービスを監視対象とすることが可能であること。」 運用負荷を軽減するための記載ですが、運用を含めてご提案ください
147	1	14	要件定義書別紙3情報・データ一覧	1	大規模動画配信サービス 『データ移行方式②』 以下要件への変更をご検討ください。 『データ移行方式①』若しくは、外部サービスへ登録した情報(動画データおよび登録情報)を別途提供頂けませんか。	外部サービスのデータであり、データの抽出の可否、およびデータ抽出時のデータ形式が不明なためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 外部サービスに登録の動画データは、消費者庁にて取得し、提供いたします。 登録データのデータ形式および本数は、FlashVideoファイルのみ約200本あり、その他の形式のファイルはありません。
148	1	15	要件定義書別紙3情報・データ一覧	1	メールマガジン配信サービス 『データ移行方式②』 以下要件への変更をご検討ください。 『データ移行方式①』若しくは、外部サービスへ登録した情報(配信先メールアドレス、配信済みメール本文)を別途提供頂けませんか。	外部サービスのデータであり、データの抽出の可否、およびデータ抽出時のデータ形式が不明なためです。	貴見のとおり、外部サービスのデータ抽出が困難なため、以下のとおり修正を行います。 メールマガジン配信サービス 配信先メールアドレス:データ移行方式① 配信済みメール本文:データ移行方式⑤

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
149	1	21	要件定義書別紙3 情報・データ一覧	1	KWLSDB01補足 『データ移行方式②』 以下要件への変更をご検討ください。 『データ移行方式①』	DBを移行する場合、#21で利用しているDBの種類やバージョン、データ構造、DB設定とその意図が分からないと安全な移行ができません、また、メーカー保守が受けられないと対応が困難なためです。	仕様書の記載に、誤りがありました。 以下のとおり修正を行います。 「データのみ移行をおこなう」⇒ 「仮想サーバーイメージから物理サーバーに移行する」 なおDBの種類やバージョン、データ構造については当庁から資料を提供いたします。
150	1	21	要件定義書別紙3 情報・データ一覧	1	KWLSDB01補足 『#22の消費者教育ポータルサイトのDBのデータを移行する』 本要件の削除をご検討ください。	#22に関しては、データ移行方式③となっているため、V2Vによる移行を想定しています。DBを移行する場合、#22で利用しているDBの種類やバージョン、データ構造、DB設定を明確にして頂き、メーカー保守が受けられないと困難なためです。	仕様書の記載に、誤りがありました。 以下のとおり修正を行います。 「#22の消費者教育ポータルサイトのDBのデータを移行する」 を削除します。
151	1	22	要件定義書別紙3 情報・データ一覧	1	DMLSDB01補足 『DBのデータは#21のデータベースサーバーに移行する』 本要件の削除をご検討ください。	データ移行方式③となっているため、V2Vによる移行を想定しています。DBを移行する場合、#22で利用しているDBの種類やバージョン、データ構造、DB設定を明確にして頂き、メーカー保守が受けられないと困難なためです。	仕様書の記載に、誤りがありました。 以下のとおり修正を行います。 「DBのデータは#21のデータベースサーバーに移行する」 を削除します。
152	1	21	別紙5施設・設備要件一覧 予備電源（自家発電設備）	1	『2台以上の自家発電装置によりUPS、空調機器等のシステムが稼動するために必要な各種設備へ24時間以上連続した給電が可能なこと。』 以下要件への変更をご検討ください。 『自家発電装置によりUPS、空調機器等のシステムが稼動するために必要な各種設備へ24時間以上連続した給電が可能なこと。』	提案施設の幅を広げるためです。受電が2系統ある場合、自家発電装置は予備の更に予備という位置づけとなるためです。	貴見のとおり、自家発電装置の2重化については、過剰な要件のため、以下のとおり修正を行います。 「自家発電装置によりUPS、空調機器等のシステムが稼動するために必要な各種設備へ24時間以上連続した給電が可能なこと。」
153	別紙2機能一覧5/10	254	区分「情報セキュリティ対策」 大項目「ウイルス対策機能」 中項目「基本機能」	2	基本機能に「管理機能」の追加要件を意見いたします。	検知時のアラート管理やパターンファイル更新状況の把握など、サーバ、端末(仮想デスクトップ環境含む)問わず一元的に管理できた方が運用効率が良いため、要件に含めていただくことを推奨いたします。 【追記文】 導入するサーバ、端末(仮想デスクトップ環境含む)は単一の管理コンソールで一元管理を可能とすること。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
154	別紙2機能一覧5/10	260	区分「情報セキュリティ対策」 大項目「ウイルス対策機能」 中項目「拡張機能」	2	拡張機能の「非シグネチャ型ウイルス対策」に追加要件を意見いたします。	シグネチャに依存しないウイルス対策は脅威情報のリアルタイム共有と不正な動作を如何にして封じ込めるか、また機械学習等の仕組みにより既知のウイルスに類似する検体を検出できる仕組みが必要と考えます。 【追記文】 脅威情報を組織内でリアルタイム共有するためのファイルレビューの仕組み、ウイルスの挙動を封じ込める仕組み、機械学習等によるシグネチャに依存しない機能を複数備えていること。	貴見のとおり、要件が不明なため、以下のとおり修正を行います。 「脅威情報を組織内でリアルタイム共有するためのファイルレビューの仕組み、ウイルスの挙動を封じ込める仕組み、機械学習等によるシグネチャに依存しない機能を複数備えていること。」
155	別紙2機能一覧5/10	260	区分「情報セキュリティ対策」 大項目「ウイルス対策機能」 中項目「拡張機能」	2	拡張機能の「非シグネチャ型ウイルス対策」に追加要件を意見いたします。	端末側から得られた未知の脅威情報をコンテンツフィルタリング機能へリアルタイムで情報共有することで、シグネチャに頼ることなく未知のマルウェアの拡散に備えることができます。 【追記文】 脅威情報を組織内でリアルタイム共有するためのファイルレビューの仕組みを提供し、コンテンツフィルタリング機能との連携してリアルタイムで未知のマルウェアを検知可能とすること。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
156	別紙2機能一覧5/10	269	区分「情報セキュリティ対策」 大項目「侵入検知/防御機能」 中項目「基本機能」	2	基本機能に「出口対策機能」の追加要件を意見いたします。	侵入、外から内へ入る通信について既存要件として記載されておりますが、内から外へ出る不正通信やC&Cサーバなどへの情報漏えいのリスクとなる危険通信を検知、遮断する仕組みも必要と考えます。 【追記文】 庁内ネットワークからインターネット向けの不正通信、C&Cサーバなどへの情報漏えいリスクに繋がる通信を検知、遮断可能な機能を提供すること。	貴見のとおり、出口対策機能については、必要な要件なので、以下のとおり修正を行います。 別紙2「情報セキュリティ対策」>侵入検知/防御機能>基本機能>出口対策として 「庁内ネットワークからインターネット向けの不正通信、C&Cサーバなどへの情報漏えいリスクに繋がる通信を検知、遮断可能な機能を提供すること」 を追記しました。
157	別紙2機能一覧5/10	269	区分「情報セキュリティ対策」 大項目「侵入検知/防御機能」 中項目「基本機能」	2	基本機能の「侵入検知」に追加要件を意見いたします。	侵入検知の機能は、ベンダーから提供されるシグネチャだけではなく独自に設定、カスタマイズが可能である機能を備えた方が、より柔軟な対象が可能であるためカスタムシグネチャの機能が重要と考えます。 【追記文】 侵入検知の機能はベンダーから提供されるシグネチャ以外に個別にカスタムシグネチャを定義し、特異通信の検知と遮断が可能な機能を提供すること。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
158	別紙2機能一覧5/10	270	区分「情報セキュリティ対策」 大項目「侵入検知/防御機能」 中項目「基本機能」	2	基本機能の「危険度判定」に追加要件を意見いたします。	ベンダーが提供する危険度判定をカスタマイズできた方が、より柔軟な運用が対応可能かと存じます。 【追記文】 危険度判定はベンダーが提供するシグネチャをベースとし、個別に危険度判定をカスタマイズ可能とすること。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
159	別紙2機能一覧5/10	289	区分「情報セキュリティ対策」 大項目「標的型攻撃対策機能」 中項目「基本機能」	2	基本機能に「マルウェア解析」の追加要件を意見いたします。	未知のマルウェアを検知した際、専門機関に判断を仰ぐことなく初歩的な切り分けを可能とするため、検知したマルウェアの挙動を目視可能なサンドボックス機能を配備することを推奨いたします。 【追記文】 未知のマルウェアを検知時は、そのマルウェアの検体を記録。記録した検体を用いてマルウェアの挙動を目視可能なサンドボックス機能を提供すること。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
160	別紙2機能一覧7/10	359	区分「情報セキュリティ対策」 大項目「コンテンツフィルタリング機能」 中項目「基本機能」	2	基本機能の「ウイルス検知方式」に追加要件を意見いたします。	1種類のシグネチャベースのエンジンだけでなく、複数種類のエンジンやクラウドのレピュテーション、振る舞い検知やサンドボックス解析といった多層防御の仕組みがあった方が、よりセキュリティレベルを向上させることが可能です。 【追記文】 ウイルスを検知するエンジンは2種類以上のシグネチャ、或いは振る舞い検知など検知方式の異なるエンジンを少なくとも2つ以上搭載していること。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。 ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
161	別紙2 機能一 覧7/10	366	区分「情報 セキュリティ対策」 大項目「コン テンツ フィルタ リング機能」 中項目「基 本機能」	3	基本機能の「ウイルスチェック」に対して意見いたします。	近年HTTPS通信の比率は増大しており、セキュリティの観点からウイルスチェックはHTTP通信だけではなく、HTTPS通信においても必須と考えます。 【原文】 外部へのWEBアクセスの際、HTTPにて得られるデータに対するウイルスチェック機能を提供すること。 【修正】 外部へのWEBアクセスの際、HTTP及びHTTPSにて得られるデータに対するウイルスチェック機能を提供すること。	貴見のとおり、HTTPSについて記載が漏れているため、以下のとおり修正を行います。 「外部へのWEBアクセスの際、HTTP及びHTTPSにて得られるデータに対するウイルスチェック機能を提供すること。」
162	要件定 義書26 頁		第3編第5 章第1節1	1	「別紙6機能別冗長化方針一覧」に記載されています「34迷惑メール追放支援システム用メールゲートウェイ機能」のIDC2の冗長化要件を削除して頂きたく存じます。	個別システム基盤の一つである迷惑メール追放支援システムがIDC1のみに構築されるため、IDC1が被災すると、迷惑メール追放支援システムが機能を停止し追放支援業務が停止します。その状態で、迷惑メール追放支援システム用ゲートウェイ機能のみ提供しても支援業務の継続が出来ないため。また、ゲートウェイ機能に関連した迷惑メール追放支援システム側のDR化については、アプリケーションの改修や関連事業者（運用対応拠点等）等、広範囲でのDR化対応の検討が必要となるため、現実的ではないと考えております。	迷惑メール追放支援システム用ゲートウェイ機能については、調達の必要がないことが判明したため 別紙6 #34「迷惑メール追放支援システム用メールゲートウェイ機能」を行削除致します。
163	要件定 義書 15頁		第2編第1 章第1節表 2-1 項番25	1	メールに対する「ウイルス対策機能」および「ウイルスゲートウェイ機能」の提供において、送信時の「ウイルスゲートウェイ機能」については、削除して頂きたく存じます。	受信時における「ウイルスゲートウェイ機能」については、脅威をFWの外部で防ぐという観点から、必須の機能であるという理解ですが、送信時におけるウイルス対策機能については、内部からの通信のため、行政端末及びメールサーバにてウイルスチェックをすることでウイルス対策を実現できていることから、「ウイルスゲートウェイ機能」における対策は不要と考えております。	貴見のとおり、送信時のウイルス対策機能は、過剰な要件のため、以下のとおり修正を行います。 要件定義書 表2-1 項番25「メールの受信やWEB閲覧のためのパケットを監視し、コンピュータウイルスが含まれている場合に削除する機能を提供する。」
164	要件定 義書 52頁		第3編第11 章第4節1 のウのイ	1	モバイル回線から広域イーサネット網またはIP-VPN網に直接接続と記載されていますが、インターネットVPNを利用した接続に修正していただきたく存じます。	モバイル回線が閉域網に直接接続できる場合、紛失時に拾得者が直接閉域網(LAN内)にアクセスできる可能性があるため、インターネットVPNの様に接続時に必ず認証を行う仕組みが望ましいと考えます。モバイルの閉域網接続はキャリア側の制御(電話番号認証)のみで直接閉域網に接続できるものがあり、紛失したモバイルを利用することで認証を必要とせず、LAN内への接続が可能となるため。 また、モバイル回線(80回線)の閉域網接続は、インターネットVPN接続と比べて、コストも割高となり、現行のインターネットVPN接続の運用でセキュリティ上の問題がなく、広域イーサネット網またはIP-VPN網と同等のセキュリティを確保できていることから、本対応における費用対効果が得られないと考えます。また、紛失時等におけるモバイル回線を利用したデバイスの制御(ロック、リモートワイプ)において、閉域網だと対応が困難であると考えます。	貴見のとおり、「広域イーサネット網に直接接続」の場合は、リスクがあるので、第3編第11章第4節1のウのイの要件を、削除致します。 合わせて、公衆のアクセスポイントからの接続は想定外とし、職員宅のインターネット環境からの接続を予定していることを追記します。
165	要件定 義書 P24 表3-8	項番4	仮想デスク トップ機能 の性能要 件	1	初回ログイン時は、プロファイルを作成する時間がかかるため、60秒以内ではログインが完了しないことが想定されます。つきましては、通常時のログイン時を想定される場合は、『初回ログイン時は除く』と追記いただきますようお願いいたします。	要件の明確化のため。	貴見のとおり、初回ログイン時は設定等で時間がかかるため、以下のとおり修正を行います。 「60秒以内(初回ログイン時は除く)」
166	要件定 義書 P25		第5章信 頼性に関 する事項 第1節可 用性要件	1	<要件定義書記載事項> 表3-9可用性に係る目標値 項3次期システム障害復旧回復時間 障害の検知から復旧回復までの時間 <平常時>1時間以内 <被災時>24時間以内 上記記載について、<平常時>1時間以内の対象範囲は、別紙6機能別冗長化方針一覧の「◎:データセンター内で冗長構成で構築」が必須項目と判断しており、それ以外の「○:データセンター内でシングル構成で構築」、「-:構築なし」については対象外と判断しておりますが、この認識に相違ないかご教示願います。 なお、全機能を<平常時>1時間以内の目標とする場合、前述の通り冗長構成が前提と考えておりますので、別紙6の一覧を見直し戴るか、要求水準を下げる等のご検討をお願いいたします。	要件の明確化のため。	貴見のとおり、被災時の記載が、判りにくいので、以下のとおり修正を行います。 レベル1:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」冗長構成をとっているサービス レベル2:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」シングル構成をとっているサービス とし、それぞれのレベルについて <稼働率> IDC1運用時 レベル1:99.9%、レベル2:99.0% IDC2運用時 レベル1:97.0%、レベル2:対象外 <目標復旧時間(RTO)> IDC1運用時 1時間以内 IDC2運用時 レベル1:1時間以内、レベル2:対象外 <復旧目標時点(RPO)> IDC1運用時 直前の状態(1秒以内) IDC2運用時 レベル1:直前の状態(1秒以内)、レベル2:対象外 目標値については、他省庁の要件と同レベルとなっており、特に厳しい要件になっているとは考えておりません。
167	要件定 義書 P38	6	エ	1	<要件定義書記載事項> 第11章情報システム稼働環境に関する事項 第2節ハードウェア要件 4ネットワーク機器に係る要件 (5)PC接続用エッジハブ(島ハブ) EOSイメージを複数維持する機能を備え、ネットワークをオフラインにすることなくソフトウェアをアップグレードできること。 ネットワークをオフラインにすることなくソフトウェアをアップグレードできる機器がほぼ皆無であるため、調達に弊害が出る恐れがございます。つきましては、要件の削除若しくは再検討をお願いいたします。	要件を実現可能な製品がないため。	貴見のとおり、特定メーカー固有の機能です。以下のとおり修正を行います。 「エ EOS イメージを複数維持する機能を備え、ネットワークをオフラインにすることなくソフトウェアをアップグレードできること。」
168	要件定 義書 P78		第17章保 守に関す る事項 第1節基 本方針	1	<要件定義書記載事項> 2通常の使用状態で障害があった場合の作業に係る費用、プリンタを除く機器におけるバッテリー等消耗品の交換費用、出張費用等の追加費用が発生しないこと。 ノート端末のバッテリーについては、一般的に保守サービスには含まれておらず、個別に見積を算出する必要がございますが、交換台数等の指標がないため、見積算出が困難な状況となります。つきましては、見積を行うための参考条件とすべく、過去の交換実績について追記をいただきますようお願いいたします。 (例ノート端末のバッテリー交換の過去実績:○○台/年)	要件の明確化のため。	現行システムのバッテリー交換の過去実績は0台/年となっております。 現行システムでは、行政端末はほとんどの時間ACアダプターに接続して利用しています。次期システムは無線LANを利用するため、打合せ・会議等で会議でバッテリー駆動で利用するケースが増えることが想定されます。
169	要件定 義書別 紙2	No.206	リモートア クセス機 能	1	リモートアクセスにて一太郎を参照できる製品はほぼ皆無であるため、調達に弊害が出る恐れがございます。つきましては、要件の削除若しくは再検討をお願いいたします。	要件を実現可能な製品がないため。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、「一太郎」の要件は削除いたします。
170	要件定 義書別 紙2	-	証跡管理 機能	4	証跡管理機能については、取得するログの種類が多岐にわたり、かつ長期間保存する必要があるため、大量のログデータとなることが想定されます。必要時に大量のログデータを検索するには負荷がかかるため、検索に時間を要し、運用負荷が増大する可能性がございます。つきましては、検索の高速化を実現するため、証跡管理機能の要件に『負荷分散を行うこと』と追記いただきますようお願いいたします。	証跡管理システムの信頼性/可用性を担保し、かつ性能向上が見込まれ、運用負荷軽減となるため。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。

調達件名：「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式2)

#	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
171	要件定義書別紙2	No.373	証跡管理機能	2	『行政端末及びサーバにおける各種の監査ログを収集し、分析する機能を有すること』との要件ですが、インシデントの早期発見ならびに対処を行うためにはリアルタイムで分析を行う必要があると考えます。つきましては、セキュリティ強化のため、証跡管理機能の要件に『ログのリアルタイム分析ができること』と追記いただきますようお願いいたします。	要件の明確化と、セキュリティ強化のため。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。ご意見のあった要件については、ご提案をお願いします。
172	要件定義書P24	第4章表3-8		4	性能要件以上のCPUやメモリ、IOPSを提案した場合、技術点加点を考慮頂くことは出来ませんでしょうか。	PCの操作性向上は職員様の業務生産性向上に直結します。加点基準としても各事業者に対してフェアな仕様かと思っておりますので、加点考慮頂く事は出来ませんでしょうか。	技術点加点については、評価基準を参照してください。IOPSについては要件から削除します。
173	要件定義書P36	第11章第2節	ストレージに係る要件	1	本項目を以下の文言に修正頂くことは可能でしょうか。 運用管理機能として各ボリュームの使用量の高いトップ3をグラフ表示できることもしくは、各ボリュームの利用量一覧についてはグラフ表示することが可能なこと。	トップ3絞り込みなど、ストレージ装置が管理するデータの加工分析は、ストレージ装置の管理機能ではなく、該当データを取り出してコンピュータ上でExcelや容量管理ソフトウェア等にて実施するのが一般的かつ効率的です。多くのストレージ装置ではトップ3絞り込みのような加工機能を持っておりませんので、トップ3絞り込みはストレージ装置の機能要件としては除外するよう、左記の文言に修正いただけないでしょうか。	貴見のとおり、ボリュームの使用量のグラフ表示ができれば十分なため、以下のとおり修正を行います。 「各ボリュームの使用量がグラフ表示できること。」
174	要件定義書P37	第11章第2節4(2)	データセンタース	1	本項目を以下の文言に変更頂くことは可能でしょうか。 「DAIもしくは同等の機能、DHCP Snooping機能、IP Source Guard機能を実装していること。」	DAIは特定ベンダーの用語となります為、要件の削除、もしくは同等機能でも可としていただきたく考えています。提案の幅を検討する為、ご検討をお願い致します。	貴見のとおり特定ベンダー固有の機能です。以下のとおり修正を行います。 「コ DAI相当の機能、DHCP Snooping 機能、IP Source Guard 機能を有すること。」
175	要件定義書P37	4(3)	ス	1	本項目を削除頂けませんでしょうか。	特定ベンダー製品のみ機能となります為、要件の削除を検討頂けませんでしょうか。	貴見のとおり、特定ベンダー固有の機能です。以下のとおり修正を行います。 「起動時、稼働中、トラブルシューティング等、機器動作の信頼性を維持するための総合的な自己診断機能を有すること。自己診断機能は稼働中にも任意のタイミングで実行できること。これらの機能は各種デバッグコマンドを使用して実現しても良い。」
176	要件定義書P38	4(5)	エ	1	本項目を削除頂けませんでしょうか。	特定ベンダー製品のみ機能となります為、要件の削除を検討頂けませんでしょうか。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
177	別紙2機能一覧P1	17	リソースの最適配分	1	本項目を以下の文言に修正いただくことを検討いただけないでしょうか。 小項目：最適なリソースの割当て 機能概要：サーバ上の各仮想PCリソースの動的な変更、もしくは要件より多くのリソースを割当て可能なこと	リソースの配分を動的に変更できること、という要件は仮想化前提で物理型の提案選択肢を減らしてしまうかと存じます。要件より多くのリソースを固定で割当て、ユーザーの操作性を最適化することも利便性を確保できると考えておりますので、提案の幅を広げる為にご検討頂けませんでしょうか。	貴見のとおり、リソースの縮小は困難なので、以下のとおり修正を行います。 「ボリュームの動的な拡張ができること。動的な縮小ができることと良い。」
178	別紙2機能一覧P1	32	対応プロトコル	1	本項目を以下の文言に修正頂くことは可能でしょうか。 NFS/CIFS/HTTP/iSCSI/FCなど、機能ごとに、一般普及している適切なプロトコルに対応すること。スナップショット機能を有し、同機能を使用しても深刻な性能への影響がないこと。	提案として利用しないプロトコルへの対応は不要と考えます。また、スナップショット機能は、マスターとの差分のみを管理する原理上性能影響はゼロにはなり得ません。過度に提案可能製品を限定しないよう、以下文言に修正いただけないでしょうか。	貴見のとおり、全てのプロトコルに対応する必要がないため、以下のとおり修正を行います。 「NFS/CIFS/HTTP/iSCSI/FCの中で、システムを稼働させる為に必要なネットワークプロトコルに対応していること。」
179	別紙2機能一覧P3	194	アプリケーション配信	4	本項目を以下の文言に修正もしくは加点考慮いただくことは可能でしょうか。 機能概要：画面転送・印刷・音声・ファイル転送・USBリダイレクトともに単一のプロトコルにて対応すること。画面転送以外の通信ポートは使用しないこと	LANを跨ぐ通信は最低限のportだけ解放した方がよりセキュリティを向上できると考えています。複数のportではなくhttps(443)のみなど開放するポートを最小限(1つか2つ程度)に制限することがセキュリティ的に望ましいと考える為、ご検討頂けませんでしょうか。	貴見のとおり、ポートの制限が必要なため、以下のとおり修正を行います。 「画面転送・印刷・音声・ファイル転送・USBリダイレクトに利用するプロトコルに限定し、不必要な通信ポートは開放しないこと。」 技術点加点については、評価基準を参照してください。
180	別紙2機能一覧P8	416	NetBIOS取得	1	本項目を以下の文言に変更頂くことは可能でしょうか？ 「機器のOSがWindowsである場合、NetBIOS名の取得、もしくはその他情報源から端末を管理する為の情報を得ること。」	NetBIOS名以外でも端末を管理するための情報を取得出来る場合でも可としていただきたく考えています。左記の文言に修正をご検討頂けませんでしょうか。また、Windows以外のOSの機器についても情報を取得出来ることにより運用レベルも向上することから、技術点に加点頂くなどご検討いただけないでしょうか。	貴見のとおり、NetBIOSについてはセキュリティ的に問題があるため、 別紙2機能一覧「情報セキュリティ対策>端末認証機能>基本機能>NetBIOS取得」(#416)の要件は削除いたします。 また要件定義書に、以下の要件を追記します。 「NetBIOS/NBT(NetBIOS over TCP)/NetBUEIプロトコルは利用しないこと。」
181	別紙2機能一覧P8	418	死活監視	1	本項目の文言を削除もしくは、修正いただくことは出来ませんでしょうか。 「複数のセンサーを運用する場合、マネージャサーバが起動していない状態でも、別途の死活監視システムを導入せず、センサー同士が互いに監視し合うことにより死活監視が行えること。また、センサーの異常は、メールやSNMPトラップによる通知が可能であること。もしくはこれらと同等の冗長性を提供可能なこと。」	ご提案製品の選択肢を広げる為、要件の削除、もしくは他の方法で同等の機能を実現する場合でも可としていただきたく考えています。	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、以下のとおり修正を行います。 「複数のセンサーを運用する場合、マネージャサーバが起動していない状態でも、別途の死活監視システムを導入せず、センサー同士が互いに監視し合うことにより死活監視が行えること。また、センサーの異常は、メールやSNMPトラップによる通知が可能であること。もしくは、これら複数センサーを運用する場合と同等の冗長性を提供可能なこと。」
182	別紙2機能一覧P8	421	管理者承認	1	本項目の文言を削除頂くことは出来ませんでしょうか。	対象機器、種類などが拡張される場合などにもシステムの作り込みを要することから、コスト高に繋がります為、以下の文言を削除いただけないでしょうか。	貴見のとおり、過剰な要件なため、 別紙2機能一覧「情報セキュリティ対策>端末認証機能>運用管理機能>管理者承認」(#421)の要件は削除いたします。
183	別紙2機能一覧P9	468~470	運用管理機能バックアップ	1	本項目の一部を以下の文言に修正いただけませんか。 468-470の3項目について、「サーバに負荷を与える事なく」を「オンラインでバックアップが可能で、取得時における負荷を最小限にすること。」に修正いただけませんか。	一般的に、ソフトウェア製品のオンラインバックアップを行うには、その製品がもつバックアップ連携APIの利用が必須です。そのため、バックアップ処理へのサーバの関与をゼロにすることができません。提案製品の選択肢を狭めないよう、以下文言に修正いただけないでしょうか。	貴見のとおり、業務に影響を与えずにバックアップを行うことは不可能なので、以下のとおり修正を行います。 #468~469 「サーバに負荷を与える事なく」⇒「業務に影響を与えることなく」 #470 「サービスが継続利用できる状態で」 ⇒「業務に影響を与えることなく」

注)1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]